



活動事例集

地域共生社会と 民児協活動

地域共生社会の実現に向けた
民生委員・児童委員、民児協としての
行動方針

全国民生委員児童委員連合会

民生委員児童委員信条

児童憲章

昭和二十六年五月五日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい親念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

一、わたしたちは隣人愛をもつて

社会福祉の増進に努めます

一、わたしたちは常に地域社会の

実情を把握することに努めます

一、わたしたちは誠意をもつてあらゆる

生活との相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたしたちはすべての人々と協力し

明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたしたちは常に公正を旨とし

人格と識見の向上に努めます

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

目次

Contents

4	はじめに	
6	① 地域共生社会とは	神奈川県立保健福祉大学 教授 中村 美安子
10	② 地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協の行動方針	
13	③ 地域共生社会の実現に向けた民児協活動事例	
14	事例1 栃木県	地域 支え合い活動 (第5区民生委員児童委員協議会の取り組み)
18	事例2 富山県	神代地区における「福祉なんでも相談」 (住民の困りごとを丸ごと受け止める場) の取り組み
22	事例3 広島県	気になる人を地域みんなで支える、 住民主体の活動
26	事例4 横浜市	ほのぼのの居場所で「つながり」をつくろう
30	事例5 名古屋市	包括的な支援体制の基盤となる 地域における支えあい関係性を育む 地域支えあい事業への参画
34	事例6 京都市	認知症の方を地域で支える 認知症サポーターをまちのすみずみに
38	事例7 大阪府	他市から転入してきた母子世帯を コミュニティソーシャルワーカー、 民生委員、社会福祉法人(施設) など 関係者が連携して支援した事例
42	事例8 徳島県	精神疾患の住民への関わり
46	事例9 宮崎県	猫の多頭飼い、セルフネグレクトにより 地域から孤立
	学識者からのコメント 執筆	
	事例1～5	高崎健康福祉大学 教授 金井 敏
	事例6～9	神奈川県立保健福祉大学 教授 中村 美安子
50	資料編	
50	参考資料1	地域共生社会の実現に向けた制度の動向
52	参考資料2	重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員との連携について
53	参考資料3	持続可能な開発目標 (SDGs) について
55	参考資料4	民生委員制度創設100周年活動強化方策 人びとの笑顔、安全、安心のために(概要)
58	参考資料5	全社協 福祉ビジョン2020 ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして(概要)



はじめに

平成28（2016）年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現が掲げられました。地域共生社会がめざす、地域住民や地域の多様な主体が参画して地域をともにつくる社会との理念は、私たち民生委員・児童委員と同じと考えます。

地域共生社会づくりで国が示す柱には「断らない支援」などが掲げられており、地域の専門機関が連携して「断らない支援」をすすめることは、地域の「つなぎ役」である民生委員・児童委員の活動、また民児協活動の円滑化の一助となるでしょう。

他方で、地域共生社会の旗振り役である地方自治体に民生委員活動の理解不足があれば、「断らない支援」が民生委員・児童委員の負担増につながると危惧されます。

私たち民生委員・児童委員は、民生委員児童委員信条に支えられ活動しています。

加えて、全国民生委員児童委員連合会（全民児連）では、10年ごとに「活動強化方策」を策定してきました。令和9（2027）年までの期間は、平成29（2017）年の民生委員制度創設100周年にあたり、民生委員制度とその活動をさらに発展させるべく策定した「100周年活動強化方策」に沿った活動を推進しています。

また、全国社会福祉協議会では令和2（2020）年2月に「全社協 福祉ビジョン2020」を発行し、地域共生社会の考え方も包含した「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざして、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等がすすめる取り組みの方向性を提起しました。

これらの流れを踏まえ、全民児連では、地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員活動、民児協活動の考え方を整理することが必要と考えました。そこで、令和3（2021）年4月に本会地域福祉推進部会のもとに「地域共生社会に関する民児協活動事例集作成作業委員会」を立ち上げて全国各地の活動事例を収集し、それをもとに検討を行いました。

本書では、地域で社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員が、活動のなかで地域共生社会の実現にどう取り組むかを整理した行動方針と、実際に全国各地で取り組まれている事例を掲載しました。

令和2年から新型コロナウイルス感染症のまん延が続いています。第3章に掲載した事例のなかには、現在は実施が難しい状況にある活動もあります。しかし各地で、創意工夫を凝らし、無理なく「わがまち」に見合った地域住民に寄り添う活動が、地域の関係機関・団体と連携してすすめられています。

本事例集がみなさまにとって、地域共生社会に関する理解を深め、自らの日ごろの民生委員・児童委員活動、民児協活動が地域共生社会の実現につながっていることを民生委

員・児童委員が互いに確認し、これからの活動を考えるきっかけとなることを願います。

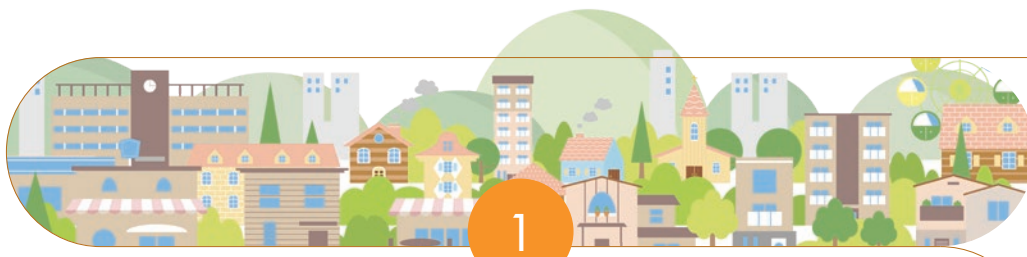
また、自治体や民児協活動関係の方におかれては、本書が日ごろの民生委員・児童委員、民児協活動と地域共生社会の実現の関わりを理解するための一助となり、一層の連携が図られることを祈念します。

最後に、本書の発刊にあたり、事例をご提供いただきました民児協のみなさまに厚くお礼申しあげます。

令和4（2022）年3月
全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

事例をご提供いただいた民児協	地域共生社会に関する民児協活動事例集 作成作業委員会
栃木県 栃木市第5区民生委員児童委員協議会	委員長 宮田 光明 全国民生委員児童委員連合会 副会長 (横浜市)
富山県 神代地区民生委員児童委員協議会	委員長代理 金井 敏 高崎健康福祉大学 教授
大阪府 大阪府民生委員児童委員協議会連合会	委員 日向野 文代 全国民生委員児童委員連合会 理事 (栃木県)
広島県 三原市第3地区民生委員児童委員協議会	同 新庄 桂子 全国民生委員児童委員連合会 地域福祉推進部会 部会委員(大阪府)
徳島県 徳島県民生委員児童委員協議会	同 佐藤 裕幸 全国民生委員児童委員連合会 地域福祉推進部会 部会委員(広島県)
宮崎県 宮崎県民生委員児童委員協議会	同 中村 美安子 神奈川県立保健福祉大学 教授
横浜市 高田地区民生委員児童委員協議会	同 高森 教昭 富山県水見市 民生委員児童委員協議会 会長
名古屋市 名古屋市民生委員児童委員連盟	同 梅田 大介 宮崎県日向市社会福祉協議会 地域福祉課長
京都市 翔鸞学区民生児童委員協議会	

※敬称略。所属・役職は令和4年3月現在。



地域共生社会とは

神奈川県立保健福祉大学
教授

中村 美安子

1 地域社会の現状と課題 ひとり暮らしの一般化と支え手不足

急速な少子高齢化と人口減少は、日本の社会を大きく変えようとしています。人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークにその後減り続け、令和4（2022）年2月の推計値は1億2,534万人と、ピークから約274万人も減少しています。令和2（2020）年国勢調査によれば、都市集中もすすみ、大都市部を中心に8都府県では人口が増加し、それ以外の39道府県では軒並み減少しています。上昇を続ける高齢化率は28.6%で世界で最も高い水準となる一方、15歳未満は11.9%で、こちらは世界で最も低い水準です。一方、外国人人口は前回調査から43.6%増え、平均して年7.51%ずつ増加しているという結果です。家族の人数は1世帯当たり2.21人で、小さくなり続けています。約20年後の2040年の高齢化率は人口の35.3%に達し（国立社会保障・人口問題研究所平成29年推計）、ひとり暮らしの割合は、平成27（2015）年にすでに34.5%であったものが、2040年には39.3%に至り、高齢者世帯（世帯主が65歳以上）のひとり暮らしも2040年には40.0%にのぼると予測されています（同平成30年推計）。ひとり暮らしがすでに一般的な暮らし方となっていて、今後さらにそれがすすみ、実に4割がひとり暮らしという時代の到来が予測されています。

また、このコロナ禍で、医療・福祉従事者や物流のドライバー、電気・ガス・水道に携わる人など、社会インフラに関係するような仕事に従事する人（エッセンシャルワーカー）の不足が問題となっています。これら社会の支え手の不足は、人口減少と若年人口の減少によって、今後ますますすすむと予測されています。これに対して、保育所等利用待機児童解消など子どもがいる女性の働きやすさのための施策がすすめられたり、従業員の定年年齢を70歳まで引き上げることが努力義務化されるなど、働くというかたちでの社会参加の環境が整備されつつありますが、それに伴って、地域の担い手不足が一層深刻化し、民生委員・児童委員（以下、民生委員）のなりて確保も大きな課題となっています。労働力不足を補うための外国人労働者の増加に対して、受け入れ体制ができていないことから起き

る地域でのトラブルや排除などの問題、ひとり暮らしが増加することによる安心確保や介護、孤立の問題、地域の子ども集団の喪失など健全育成環境の問題などは、すでに指摘されているとおりです。民生委員は、8050や引きこもり、ヤングケアラーなど制度の狭間に見えてくる問題、LGBTQ（性的少数者）の社会的認知が広がるなか、同性婚のような家族のかたちを地域はどのように受け入れられるのかといった、新たなテーマにも対面しています。

民生委員が住民として所属し、委員として向かいあう地域社会はこのように急速に変化しています。こういった変化の蓄積に、これまでの方法では対応できなくなったときに、私たちは「問題」だと思い、悩ましいと考えます。ただこれらは見方を変えれば、少ない子どもを大切に育て、長生きができ、外国人が働きに来てくれて異文化に接することができ、多様性が受け入れられ個人に我慢を強いない、女性も働きやすく、高齢になっても働いて、ひとり暮らしでも不自由や不安なく暮らせる、そういう社会に向かおうとする途中にいるのだと考えることもできるでしょう。

そのためには、同居家族前提の社会制度を変え、これまで認められにくかった多様な生き方、暮らし方を認め、本当の意味で「誰もが」肯定されて生きられる社会にしていかなければなりません。ただ、今は、これに対して不十分なことが多く、上手く対応できていないと言えるでしょう。

2 | 地域共生社会の実現と民生委員・児童委員活動 活動の基本は変わらない

さらなる支え手不足が予測されるなか、平成28（2016）年6月「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランは、「お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会」の実現をめざすもので、これに取り組むことが、「少子高齢化に真正面から立ち向かう。広い意味での経済政策」であり「子育て支援や社会保障の基盤を強化、それが経済を強くするという新たな経済社会システムを創る。『究極の成長戦略』」となるという、経済と福祉が連動する考え方が示されています。その中で新三本の矢として「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」「戦後最大の名目GDP600兆円」が掲げられ、このうちの「介護離職ゼロ」に向けたその他取り組みに示されたのが地域共生社会という目標です。ここで地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義づけられています（ニッポン一億総活躍プラン（抄）50頁参照）。

「介護離職ゼロ」は介護による離職をなくすことをめざすものですが、地域共生社会は、個人がたまたま遭遇した状況によって、生きづらさを抱え込むことがないようにする公私の取り組みと連携を求めるもので、介護にとどまらない広がりをもちます。深刻な社会課題への直面が、経済や社会の活性化を動機としながら、経済と福祉を結びつけ、一人ひとりを大切にする社会づくりをめざさせているということもできるかもしれません。

地域共生社会の提示を受け、社会福祉法において、平成29（2017）年に包括的支援体制の整備、令和2年に重層的支援体制整備事業が規定されました。この施策の柱は、主にふたつあります。「制度の縦割りを総合化・包括化する総合相談支援の体制づくり」と「住民の福祉活動の推進」です。日本の福祉制度は戦後、分野別・年齢別に整備されたことで縦割りになり、総合的な対応がしにくいことが課題となっています。これを改善し、弱くなった地域の支えあいを新しいかたちで豊かにすることによって、日本がこれから立ち向かうさらなる少子高齢化、人口減少の中でも、誰もがその人なりに参加し活躍できる社会を創ろうというわけです。

包括的支援体制の整備は、市町村の努力義務にこのふたつの柱の整備を規定したものです。重層的支援体制整備事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む事業で、包括的支援体制の整備を具体化し全国展開するために創設された市町村の任意事業です。この実施に手を挙げた市町村は、これまで分野別で使いづらかった財源（介護保険制度、生活困窮者自立支援制度、障害者総合支援制度、子ども子育て支援制度その他の国庫補助）を総合的に使用できるようになり、包括的支援体制の整備をすすめやすくなるという構想のもとスタートしました。地域共生社会の実現は、市町村の取り組み次第です。今後は、重層的支援体制整備事業に取り組む市町村の実験的な事例から学び、全国で包括的支援体制の整備推進が求められています。

民生委員活動の基本は、区域を対象に、生活課題のある人に気づき、援助につなげ、見守ることです。制度は分野や年齢別の縦割りを強めてきましたが、民生委員活動が従来から実施してきた、区域や小地域を基盤に、人や家族の丸ごとを受け止め問題に対応するというスタイルは、包括的支援体制で整備しようとしている総合相談支援のある意味先を行っているといえます。これまで縦割り制度に悩まされてきたのは利用者だけではなく、むしろ、つなぎ役の民生委員もそのひとりでした。包括的な支援体制が整備されることは、住民が相談しやすく、民生委員が活動しやすい環境をつくるものと言えます。ですから、民生委員活動の基本はこれからも変わりません。今後求められるのは、区域担当の民生委員と主任児童委員が協力しあって委員活動としての総合相談支援に努め、包括的支援体制の整備を地元自治体や関係機関にはたらきかけ協力する民児協活動をすすめることではないかと思います。

3 | SDGsと民生委員・児童委員 目の前の小さなことから

さて、ここのところ国連が提唱したSDGsと自分たちの活動や仕事の関係を検討する動きが活発です。SDGsとは英語Sustainable Development Goalsの頭文字をとった言葉で、「持続可能な開発目標」と訳されています。平成27年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすという国際目標で、発展途上国も先進国もなく取り組みます。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。背景には資源の枯渇や自然破壊など、これまでの人類の営みが生んださまざまな地球的な問題を多く含んでいて、今捨てたゴミ、夜遅くまで点け放しにしている電気、これらが遠く離れた国ぐにの飢餓や貧困、環境汚染、将来にわたる資源の枯渇を速めているということを、一人ひとりが我が事として考え、みんなの幸せを願い行動に移していくことを求めるものです。

小さな行動の積み重ねが大きな変化をつくり出す、地球規模でみな繋がっているのだという認識なしにSDGsの取り組みはすすまないと言えます。SDGsは地球規模の地域共生社会をめざすものであり、地域共生社会は地域規模のSDGsの一翼となると言えるかもしれません。

民生委員は生活困窮世帯や子育てに問題を抱える世帯の援助を担い、介護問題の相談にのっています。近年は、制度の狭間の支援が課題となるに従って、その後ろにある孤立孤独の問題に関わるが増えています。制度だけでは対応できない問題は、担当者がいないために放置されたりフタをされたりしてきました。そういう誰が担当かが決まっていなかったようなことについては、民生委員が対応せざるを得ないことが多々あり、しばしば、委員活動の負担感として議論されてきました。多くの場合、民生委員以外に対応できる人が見当たらないときに起こりやすい問題で、民生委員の活動しづらさは、地元の地域に支えあい関係がつけられていないことを反映している場合が少なくないのではないかと思います。つながりが弱くなっている地域が、民生委員がいることで支えられているということは役割として重要だとしても、だからといって、民生委員だけですべてをカバーすることができるものではありません。

任期のバトンをつなぎながら100年地域を見守ってきた民生委員が、地域共生社会の実現にどう参加するのかと考えるとき、その方向性は、民生委員や民児協の柱を太くすることのみで支える地域というよりは、より多くの柱で支えられているタフな地域づくりであるべきでしょう。そのような地域の姿に向かって、目の前の小さなことから取り組んでいきましょう。それがやがて、社会を変え、世界のどこかに繋がっていることを思い描きながら。



地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協の行動方針

本章では、地域で社会福祉の増進に努める民生委員が実際に、委員活動、民児協活動のなかで地域共生社会の実現に向けてどう取り組むかの考え方を述べます。

はじめに、地域共生社会の実現をめざす全国の民児協活動の事例（13頁以降参照）から見えた、地域共生社会の実現と民生委員・児童委員、民児協の関わりを整理します。次に、それを踏まえた、地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員活動、民児協活動の考え方を「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針」（以下、行動方針）として示します。

1 全国の事例から見えた地域共生社会の実現と 民生委員・児童委員、民児協の関わり

(1) 民生委員・児童委員活動は今後も変わらない

- 民生委員・児童委員（以下、民生委員）はこれまでも地域住民の一員として、住民視点に立ち、さまざまな課題を抱える地域住民の身近な相談相手、見守り役として活動してきました。
- 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業への取り組みがすすんでいます。民生委員、民児協の活動はこれまでと変わるものではありません。今後も地域において「支えあう 住みよい社会」をめざして活動することが、地域共生社会づくりにつながると考えています。

(2) 包括的な支援体制における民生委員・児童委員の関わり

- 包括的な支援体制において、民生委員は地域住民からの相談などを受けて専門機関へ「つなぐ」活動で地域を支えています。
- また、専門機関へつないだあとは、地域住民の一員である民生委員であるからこそ可能な見守りなどを継続し、その内容を他機関と共有しています。
- さらに、ふれあいいきいきサロンや子ども食堂などの居場所づくりを地域住民や関係機関とともに実施し、地域のつながりづくりにも取り組んでいます。

(3) より円滑な連携のための工夫

- 包括的な支援体制へ参画・協働している民児協は、日ごろからさまざまな機関・団体、また専門職等と関係をつくっています。そのために「定例会」を利用する民児協も多くあります。「定例会」は、委員同士の情報共有や協議の場としても重要であり、各民児協で定例会を効率的かつ積極的に活用することが望ましいと考えます。
- 日ごろから情報共有や関係づくりに努めていると、民生委員だけでは支援が困難な地域住民に気づいた場合にもつながりやすいでしょう。
- 加えて、地域に暮らす民生委員だからこそ見えてくる課題や委員活動がしやすい環境づくり等について、民児協として自治体に意見具申することなども考えられます。

(4) 現在の課題と解決のための提案

- 課題としては、同じ市内であっても地区ごとに連携状況に差があること、民生委員活動に対する関係機関の理解不足により情報共有が難しいこと、行政が縦割りであることから生じる弊害等が挙げられます。
- 課題解決のためには、民児協が「組織」としてさまざまな機関・団体、住民活動等との関係づくりに取り組むこと、また、地域住民や関係機関の民生委員活動、民児協活動への理解を得るために取り組むこと等が必要です。

2 地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針

全国民生委員児童委員連合会（全民児連）はこれまで、10年ごとに「活動強化方策」を策定し、全国の委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題等を示してきました。平成29（2017）年から令和9（2027）年までの10年間は、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」（以下、活動強化方策。55頁参照）に基づき活動しています。もとより私たちの活動は、民生委員児童委員信条に支えられています。

また、全国社会福祉協議会は、2030年までを期間として、国がすすめる「地域共生社会」の推進と国際社会が取り組む「SDGs（誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会）」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」をめざして、全国の社会福祉組織・関係者がともに取り組む方向性を示した「全社協 福祉ビジョン2020」（以下、福祉ビジョン。58頁参照）を策定しました。

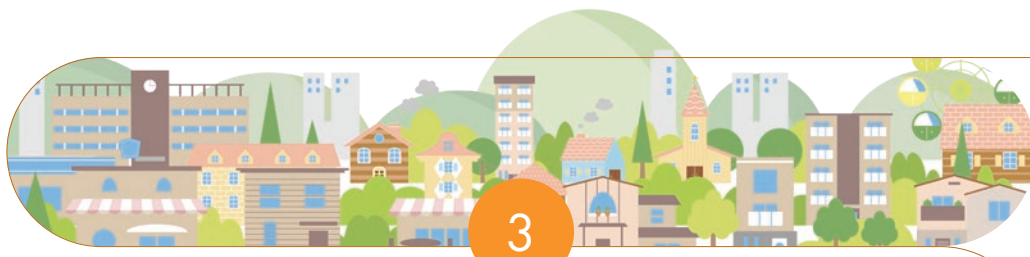
これらはいずれも地域において社会福祉の増進に努める民生委員、民児協の活動の方針を示したものです。今回示す行動方針もこれらと方向を一にして作成しています。

行動方針は全部で6項目です。行動方針の項目ごとに、活動強化方策の重点3項目および福祉ビジョンの取り組み8項目のいずれとつながるのかも示しています。

地域共生社会を実現する民生委員、民児協の活動は変わりません。これまで同様、住民に最も身近なところで、地域の「つなぎ役」として活動に取り組みましょう。

地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方策	全社協 福祉ビジョン2020
1. 気づく 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
2. つなぎ、見守る 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
3. つなぎ先を増やす 「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
4. 地域に活動を伝える 関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぎ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。	重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
5. 住民相互に支えあう地域をつくる 地域住民やさまざまな団体(学校、自治会、商店、企業等)に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
6. 災害に備える 平常時に地域をつなぎ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	⑧災害に備える



地域共生社会の実現に向けた 民児協活動事例

都道府県・指定都市	事例タイトル	主にめざすSDGsゴール
事例1 栃木県	地域支え合い活動 (第5区民生委員児童委員協議会の取り組み)	
事例2 富山県	神代地区における「福祉なんでも相談」 (住民の困りごとを丸ごと受け止める場)の取り組み	
事例3 広島県	気になる人を地域みんなで支える、 住民主体の活動	
事例4 横浜市	ほのぼのの居場所で「つながり」をつくろう	
事例5 名古屋市	包括的な支援体制の基盤となる 地域における支えあい関係性を育む 地域支えあい事業への参画	
事例6 京都市	認知症の方を地域で支える 認知症サポーターをまちのすみずみに	
事例7 大阪府	他市から転入してきた母子世帯を コミュニティソーシャルワーカー、 民生委員、社会福祉法人(施設)など 関係者が連携して支援した事例	
事例8 徳島県	精神疾患の住民への関わり	
事例9 宮崎県	猫の多頭飼い、セルフネグレクトにより 地域から孤立	

※SDGsについては、本書資料編をご覧ください。

※「主にめざすSDGsゴール」の欄には、各民児協の本書に掲載した活動を持続可能な開発目標（SDGs）の視点から考えた際に、“主として”あてはまると考えられるゴールのみを示しています。

※事例では、「民生委員・児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」と表記しています。

※個人情報保護の観点から、性別・年齢等事例内容の一部を加工して掲載していますので、ご了承ください。

地域支え合い活動 (第5区民生委員児童委員協議会の取り組み)



3 保健 11 持続可能な都市 13 気候変動

1 地域について

栃木市

栃木市第5区民生委員児童委員協議会

地域概況

栃木市の状況 (令和3年8月31日現在)

- 人口 (世帯数)..... 157,369人 (66,205世帯)
- 生活保護受給世帯数 (保護率)..... 1,141世帯 (1.7%)
- 高齢者数 (高齢化率)..... 49,312人 (31.3%)
- 児童数 (15歳未満)..... 17,238人

第5区の状況

- 民生委員・児童委員現員数 (定数)..... 22人 (22人)
- (うち主任児童委員現員数 (定数)..... 2人 (2人))

地域の特徴

超少子高齢化の進行に伴う人口減少などを背景に、地域が抱える課題が複合化・複雑化しており、地域一体となり課題を解決することが望まれています。しかし、地域福祉を推進するにあたり地域福祉活動の担いで不足が深刻な課題となっており、民生委員・児童委員もなり手が少なく、固定している状況が見受けられます。

2 包括的な支援体制への参画・協働の取り組みについて

連携している機関 (団体、住民活動)

地区社協、高齢者施設、自治会、ふれあい相談員、シニアクラブ、
地域包括支援センター

包括的な支援体制の 概要

実施主体 栃木市

事業名 地域支え合い活動

実施経緯

本市では、将来的な超高齢化社会の到来を見据え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の実態調査の実施や、「栃木市高齢者ふれあい相談員^{※1}」による地域の見守り活動をすすめてきました。

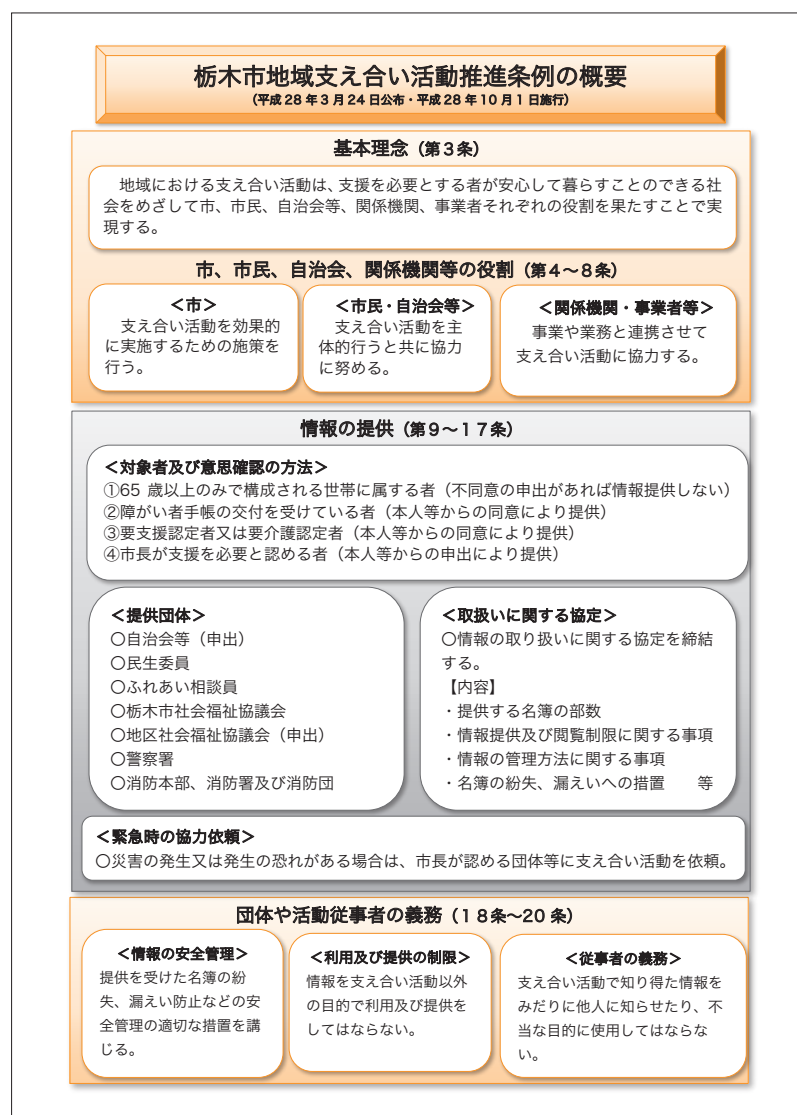
しかし、個人情報保護法の施行により、同じく地域の見守り活動を行っている自治会と情報を共有することが難しい状況でした。そこで、

「栃木市地域支え合い活動推進条例」を制定して、市が収集した情報を地域で活動に関わる民生委員、自治会、社協や関係機関・団体と共有できることとし、地域で協働して見守り活動を行うための体制を整備しました。

本事業は市内の各地域で、地域の実情にあわせて取り組まれています。

箱森西部自治会では、今後地域のなかで独居高齢者や認知症の方が増えることを危惧し、見守り・助けあいの役割が必要ではないかと自治会内で話しあいを重ね、当活動の実施を決定しました。実施にあたっては、第5区民児協や自治体との話しあいを経て、平成29年度から活動を開始しました。

図 栃木市地域支え合い活動推進条例の概要



事業内容

支援を必要とする方が安心して暮らすことのできるよう、市、市民、自治会、関係機関および事業者等がそれぞれの役割を果たし、情報共有を図りながら地域一丸となり支援する活動です。



民児協（民生委員） が関わったきっかけ

箱森西部自治会では条例の施行に伴って、自治会内に福祉専門部を立ち上げ、「支え合い活動推進員」を配置し、「支え合い訪問活動」を行うこととなりました。

その際、自治会から民児協に対し、地域の実情をよく把握している民生委員と連携して活動したいとの声かけがあり、ともに活動することとしました。

民児協（民生委員） が担っている役割

民生委員は、自治会の全体会議に参加し、支援を必要とする方に関する情報共有や活動への助言などを行います。

日ごろの関係機関と の連携

民生委員同士は民児協定例会を毎月実施し、情報交換を行っています。また、迅速な課題解決のため、日頃から自治会役員や行政職員との顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

さらに、高齢者施設と連携し、専門職による勉強会を年2回実施しています。

取り組みへの関わり における工夫

自治会の支え合い活動立ち上げ時には、民児協として自治会の全体会議に参加し、地域の要支援者に関する情報共有や活動への助言などを行うことで、円滑な立ち上げに協力しました。

また、活動開始後も、迅速な課題解決のため、自治会と地域にふたつある高齢者施設との連携を深め、地域一体となり支え合い活動に取り組んでいます。



自治会の全体会議に
民生委員が参加

取り組みの効果

民生委員、ふれあい相談員、地区社協、自治会が連携することで、地域全体で地域の困りごとや情報を共有できるようになりました。

例えば、自治会の支え合い活動推進員から「子どものいない高齢者夫婦世帯で、若年性認知症を発症した年下の妻の介護のために休職した夫



民児協（民生委員）
として、支援体制に
関わってよかったと
感じていること

取り組みの課題

今後の展望

から、生活に関する相談を受けた」と民生委員に共有があった際には、民生委員が「生活困窮者自立支援制度」の研修を受けていたことで、市社協へスムーズにつなげることができました。条例によって保護された情報共有の場があることで、支援につながりやすい環境が整っています。

さらに、令和元（2019）年度の東日本台風（令和元年台風第19号）の際は、日ごろからの訪問活動のネットワークを活かし、介護施設と協力して、ひとり暮らしの高齢者の支援を迅速に行うことができました。

民生委員の推薦団体でもある自治会と一緒に、見守り支援の活動を行うことで、地域をより把握することや地域の交流にも役立ち、「ひとりも見逃さない」体制の強化がすすみつつあると感じます。安否確認などで訪問をすると、待っていてくれるひとり暮らしの方がいて、会話も弾み、その笑顔を見るたびに嬉しさを感じています。

市内でも自治会が地域支え合い活動に取り組んでいない地域では、民生委員と自治会との情報共有を図ることが難しいと感じます。

このため定期的に会合を開催し、情報交換や訪問状況を報告しており、市からの情報や自治会の行事などを迅速に地域の方に伝えるため、細かに地域を知ることにも力を入れています。

自治会で支え合い活動に取り組み、自助互助の気持ちを増幅させることにより、民生委員も含め地域の一人ひとりが、我が事・丸ごととして主体的に地域課題を解決する地域をつくりたいと考えています。

※1 栃木市高齢者ふれあい相談員

近隣関係の構築、地域で支えあう体制づくりのため、地域住民や民生委員が「ふれあい相談員」として、70歳以上の高齢者のみ世帯を定期的に訪問して安否確認等を行う事業。

学識者からの
コメント

地域共生社会では、地域の諸団体が連携して見守る仕組みが求められます。その際には、支援を必要とする住民の個人情報共有できるかが課題となります。この事例では、自治体が個人情報を地域と共有する「栃木市地域支え合い活動推進条例」を設けたことにより、自治会が福祉専門部の設置や支え合い活動推進員を配置するなど民生委員や地区社協と連携した支え合い活動を推進することに役立っています。

災害時避難行動要支援者だけでなく、日常的に見守りが必要な住民の情報について、条例により行政と地域団体が共有できる制度的な根拠を設けることで、民生委員が自治会など地域団体と安心して一緒に活動できるようになります。

神代地区における「福祉なんでも相談」 (住民の困りごとを丸ごと受け止める場) の 取り組み



3 保健 10 不平等 11 持続可能な都市

1 地域について

氷見市

神代地区民生委員児童委員協議会

地域概況

氷見市の状況 (令和3年4月1日現在)

- 人口 (世帯数)..... 45,579人
- 生活保護受給世帯数 (保護率)..... 167世帯 (4.23%)
- 高齢者数 (高齢化率)..... 17,687人 (38.8%)
- 児童数 (15歳未満)..... 4,066人

神代地区の状況

- 民生委員・児童委員現員数 (定数)..... 5人 (5人)
- (うち主任児童委員現員数 (定数)..... 1人 (1人))

地域の特徴

氷見市は地縁がまだまだ残るものの、平成27年に「孤独死・孤立死」が市内で相次いで発生しました。このことを受け、いわゆる『社会的孤立』の状態にある住民の早期把握と適切な支援に結びつける仕組みの構築をめざし「氷見市地域セーフティネット構想」を市が取りまとめました。その具現化をめざす各取り組みに、市内各地区で民生委員や地区社会福祉協議会も関わっています。

2 包括的な支援体制への参画・協働の取り組みについて

連携している機関 (団体、住民活動)

地区社会福祉協議会、地区自治振興委員会
市行政、市社会福祉協議会、地域包括支援センター

包括的な支援体制の 概要

実施主体 神代地区民生委員児童委員協議会
神代地区社会福祉協議会 (市社協からの委託事業)

事業名 神代地域福祉活動サポートセンター (機能)

実施経緯

身近な地域で相談できる環境設置のひとつとなる「福祉なんでも相談窓口 (機能)」づくりについて、市社協より神代地区民児協と地区社協へ提案があり、取り組むこととなりました。

事業内容

- ・地域住民の生活上の困りごとや心配ごと、気になる世帯や住民の情報を受け止める場の創出
- ・地域における相談支援体制（地域内でのつなぎ方、行政専門職へのつなぎ方）の検討と構築
- ・その他関連する取り組みの検討と実施

民児協（民生委員） が関わったきっかけ

もとより、地域住民からの相談ごとに耳を傾け、必要な支援に結びつけることが民生委員の職務ですが、困りごとを自ら発信することが苦手な住民や、困りごとを抱え込む世帯など、民生委員だけでは住民の状況把握が困難であると感じていました。

また、区長（自治会長）なども住民から相談を受ける立場にありますが、区長との連携も十分とは言えない状況でした。民生委員、地区社協、区長（自治会＝町内会）が連携し、地域住民の困りごとや心配ごとに対応する「仕組み」が必要と考え、神代地区民児協も主力として関わることにしました。

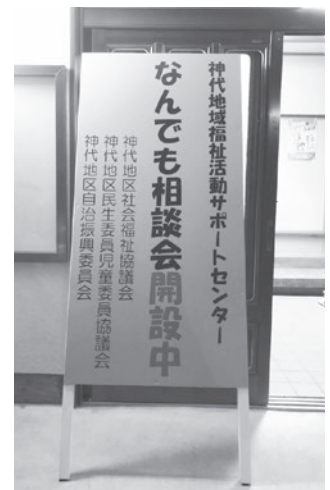
民児協（民生委員） が担っている役割

神代地区では、地区社協（会長、地域福祉活動サポーター）、各自治会の区長（自治会長）、主任児童委員も含む民生委員の計12人を、地域住民から相談や情報提供を受ける「神代地区なんでも相談員」として位置づけています。また、定期的に「神代地区なんでも相談会」を開催しています。

会を立ち上げるとき「なんでも相談会だけを独自に開催すると『相談の場』というイメージが色濃くなり、住民の来場が少ないのではないか」、「相談者が相談会への出入りを近隣住民に見られることを懸念するのではないか」という意見があがりました。そこで、すでに地区内や自治会単位で行っている高齢者を対象としたサロン、乳幼児とその保護者を対象としたサロンなどのほか、自治会単位で行っている住民が集う機会に併せ、なんでも相談会を実施しています。

また、相談会の開催日に限らず、なんでも相談員12人は、常時、地域住民からの相談に対応することを周知するため、年2回程度チラシを地区内に配布しています。

この取り組みで民生委員は、地区社協や区長が受けた相談で、民生委員として訪問や相談が必要な事柄を引継ぎ、相談支援を行うとともに、必要に応じ、自治体や市社協、地域包括支援センターへつなぐ役割を担っています。



相談会会場には看板を設置して周知



民児協（民生委員） が担っている役割

日ごろの関係機関と の連携

取り組みへの関わり における工夫

取り組みの効果

民児協（民生委員） として、支援体制に 関わってよかったと 感じていること

逆に、自治会に対応を依頼したい場合は、民生委員が住民ご本人了解のうえで各区長に情報提供し、自治会による対応を検討していただくことになっています。

日ごろから地域と専門職等との関係づくりや相互理解のため、市社協や地域包括支援センター、市内の福祉専門職等との情報交換会や事例検討会を定期的を開催し、質の良い連携がとれるようにも心がけています。

また、地区民児協の定例会はこれまでも地区社協とともに実施していましたが、年3回の相談員全員が出席する「神代地区なんでも相談全体会」開催時には、市社協職員や地域包括支援センター職員にも同席してもらい、情報共有や事例検討などを行っています。

住民による個別支援活動の「ケアネット活動^{*1}」や「いのちのバトンの普及^{*2}」に加え、令和2（2020）年度より自治会の協力も得て「福祉・防災マップ作り」（地域における避難行動要支援者の支援体制づくり）にも着手しました。これらは自治体が主体となって行っている取り組みですが、民生委員も参画することで、より広く避難時の支援が必要な住民の情報を収集できる仕組みになっています。



神代福祉防災マップ
作成の様子

区長も中心メンバーとして加わったことで、自治会が把握している情報も共有することができるようになりました。

全体会や事例検討などをおし、相談への対応力や困りごとを抱えている住民・世帯の発見力が向上しています。

民生委員の地域での活動を充実させるために、何とか自治会（会長）や、地区社協との連携ができないかと考えていました。そうした折に市社会福祉協議会の提案、バックアップのもと、市内の福祉専門職等と連携した地区の包括的な支援体制ができて良かったと思っています。定期的に情報交換し、問題を共有することで、この連携体制を有効に機能さ

取り組みの課題

せることができれば、地域共生社会の取り組みにも一歩近づけるものと確信しています。

「情報をつなぐ」ことは、場合によっては「伝言リレー」になってしまい、実際に緊急度合が伝わりきらず苦い経験をしたこともありました。

その経験から、「つないだ後」も「つないだ先」の自治体や市社協、福祉専門職等からの報告や支援経過を共有するため、随時連絡を取り合うようにしています。

「つないで終わり」ではなく、自治体や専門職等に任せることは任せ、得た情報をもとに地域でできる支援も考えています。

また、地区内でも月1回の地区社協と民児協の定例会や、年3回のなんでも相談全体会を活用し、支援検討やその後の対応状況の確認など、相談対応の共有と点検を行っています。

今後の展望

民生委員も同様ですが、地域の役員は一定の年数が経過すると交代するため、取り組みを継承していくための後継者の育成なども、意識することが必要と感じています。

※1 ケアネット活動

地区社協（地区民児協管轄とほぼ同じ）を単位として、おひとり（家庭）で生活することが難しい乳幼児からお年寄りを対象に、地域住民が一体となり、見守りや話し相手など地域でできるサポートを行うことで、関係の薄くなりつつある近隣住民の絆を取り戻すとともに、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる地域づくりをすすめることを目的に取り組んでいる地域活動で、民児協も協力しています。

※2 いのちのバトンの普及

地区社協を単位として、災害時（避難行動時）にサポートを必要とする人を「いのちのバトンの普及」をとおして把握する取り組みです。

地域住民への周知や必要な資材の配布、情報シートの記入支援、定期的な更新などを、地区社協・自治会（各種団体）・民生委員が協力して行っています。市社協からは名簿（各地区一覧）の作成や必要な資材の確保のほか、地域での活動が継続するようアドバイスをいただいています。

学識者からのコメント

地域共生社会づくりでは、生活課題を抱えた住民が相談したい、あるいは相談が必要と関係者が判断した場合に「断らない相談支援」が求められています。その第一歩が相談を受け止める人と場を創ることです。

神代地区民児協では、市の地域セーフティネット構想として地区社協と連携し「福祉なんでも相談窓口」を設置しました。相談員は民生委員だけでなく、地区社協会長や地域福祉活動サポーター、自治会長などの地域リーダーを有効活用しています。民生委員だけでは把握できない住民の困りごとや心配ごとを受け止め、情報共有し、関係者につなぐ仕組みや、事例検討により地域の相談支援力や課題発見力を高める取り組みも大切です。

気になる人を地域みんなで支える、住民主体の活動



3 保健 10 不平等 11 持続可能な都市

1 地域について

三原市

三原市第3地区民生委員児童委員協議会

地域概況

三原市の状況（令和3年3月31日現在）

- 人口（世帯数）……………91,317人（43,556世帯）
- 生活保護受給世帯数（保護率）……………774世帯（1.77%）
- 高齢者数（高齢化率）……………32,253人（35.3%）
- 児童数（15歳未満）……………10,339人

三原市第3区の状況

- 民生委員・児童委員現員数（定数）……………23人（23人）
（うち主任児童委員現員数（定数）……………2人（2人））

地域の特徴

中山間地域である三原市久井町のなかでも、江木地区には医療機関（診療所）、福祉施設、金融機関、郵便局、商店などがあり、地域の商業・医療の中心としての役割を果たしてきました。高齢化率が高く、少子化もすすんでいます。福祉活動が活発な地域です。

2 包括的な支援体制への参画・協働の取り組みについて

連携している機関 （団体、住民活動）

自治会長、地元商店、見守りサポーター（福祉推進員）、サロン関係者、市社協、地域包括支援センター（以下、包括）、警察等

包括的な支援体制の 概要

実施主体 自治会（久井町江木自治区）、
高齢者相談センター（地域包括支援センター）

事業名 ふれあいの町江木見守り部会

実施経緯

平成22（2010）年に厚生労働省の補助事業「地域支え合い体制づくり事業」を本地区の自治会が広島県から受託し、住民同士の話しあいの場および地域の関係機関・専門職の話しあいの場として「ふれあいの町江木見守り部会」を立ちあげました。その後、話しあいの場をふたつに分け、実施主体も分担してそれぞれ活動を行うようになり、現在に至ります。

また、本事業で見守り活動を継続するなかで、地域住民への生活支援の必要性を感じていたため、民生委員が独居高齢者に困りごとのアンケートを行い、把握した住民の声などを根拠として、見守り部会で協議し、本地区として生活支援活動の立ち上げに取り組みました。生活支援活動「まかせんさい!」は令和元年に事業化し、民生委員も活動者のひとりとして精力的に活動しています。

事業内容

(1) 住民同士の話しあいの場「見守り部会」

〔実施主体〕 自治会

〔参 集 者〕 自治会長、福祉推進員（見守りサポーター）、地域の商店、社協、包括等

- ・日常生活のなかでの見守り活動や、見守りサポーターによる地元飲食店と連携した配食の実施
- ・毎月2日に開催している部会での情報共有
- ・見守り活動の一端として地域内の商店を民生委員、専門職で巡回する「福祉ネット久井協力店」活動の実施



見守り部会の開催

(2) 地域の関係機関・専門職の話しあいの場「久井町地域包括ケア会議」

〔実施主体〕 高齢者相談センター（地域包括支援センター）

〔頻 度〕 1～2回／年

〔参 集 者〕 久井町内の保健医療福祉専門職、民生委員、第2層協議体^{※1}委員長（立ち上げ時は江木自治区長）、自治体の高齢者福祉課、市社協、警察

- ・事例検討や研修を通して地域課題を集約整理し、圏域内にあるとよい資源、専門職や住民との連携、市域への提言などの実施
- ・なお、本事業は平成29（2017）年度までは「久井町多職種協働ネットワーク会議」として行っていた。エリアを中学校区単位まで広げ、平成30（2018）年度から現在の体制で実施している

(3) 生活支援活動「まかせんさい!」

〔活 動 者〕 自治区有志17名

- ・掃除・洗濯・買い物・ゴミ出し・ゴミの分別等を地域の支えあいで解決する有償の活動。自治会役員が電話受付およびコーディネートを行う



実際の「まかせんさい!」活動



民児協（民生委員） が関わったきっかけ

事業立ち上げ当初から、見守り部会の話しあいには、地元商店や民生委員等が参加していました。平成29年には、当時の自治会長から声をかけられたことがきっかけで、見守り部会の活動のひとつである見守り活動への参画が始まりました。

見守り活動と民生委員活動の連携をスムーズにするため、見守りサポーターのなかから民生委員が選任されるなど、以後は民生委員も見守り活動の中核を担っています。

民児協（民生委員） が担っている役割

委員活動や地区の活動（サロン、見守り、生活支援）を行うなかで気になったこと、心配なことを部会で共有し、地域で解決できないことは専門職と連携しています。見守り部会には福祉関係機関（社協、包括等）が参加しており、住民のニーズによって専門職（ケアマネ・保健師など）と連携します。

例えば、認知症高齢者に対する支援では、家族や専門職への連絡を民生委員が担い、サービスへのつなぎ等は専門職、日常の見守りは見守りサポーターが担います。

他にも、生活が困窮している高齢者への支援では、ちょっとした相談および支援を民生委員、行政担当課との調整および支援を包括、日常の見守りを見守りサポーターが担う等、住民のニーズに応じて役割を分担しています。

見守り活動の一端として地域内の商店を民生委員、専門職で巡回する活動（「福祉ネット久井協力店」活動）に参画したりしています。

日ごろの関係機関と の連携

日ごろから、委員活動のなかで気になったことを福祉専門職と共有し、連携を図っています。

取り組みへの関わり における工夫

活動が定着するにつれ、参加者の誰もが発言しやすい場となっています。また、気になる人等へのその後の支援について、民生委員や市社協から情報共有が行われ、活動の振り返りや活動の成果を確認する場にもなっています。

また、生活支援活動時には、活動者間や活動者と住民の間でちょっとした声かけをするなど、お互いさまの関係づくりに努めています。

取り組みの効果

部会の見守り活動のなかで、日常でちょっとした困りごとを抱えている人への支援の必要性を感じ、生活支援活動「まかせんさい!」を立ち上げることにつながりました。これは地域住民の困りごと解消につながる大きな効果と考えます。

現在は、誰もが立ち寄り、おしゃべりできる場所として、常設カフェ「もうもうカフェ」の立ち上げに向けて準備をすすめるなど、新たな地域活動にもつながっています。



民児協（民生委員）として、支援体制に関わってよかったと感じていること

民生委員がサロンや見守り、生活支援活動に担いてとして関わることで、住民から声をかけられること、相談を受けることが増えました。子育て家庭の保護者からも相談を受けることが増えています。民生委員には守秘義務が課せられていることが、住民にとって相談しやすさにつながっているのかもしれません。

また、民生委員以外の多くの活動（団体、自治会等）に関わることで、さまざまな方面からの情報提供があり、それが自分自身の日常生活をより良いものにしてくれ、自身の学びにもつながります。

一方で、対応に悩むような専門的な相談もあり、高齢・児童・障がい等幅広い分野の福祉専門職との相談しやすい関係づくりが必要と考え、コミュニケーションを図ることが増えました。

取り組みの課題

以前は民生委員として高齢者に関する活動を行うことが多かったのですが、日ごろの活動で、高齢者に限らない多様な相談（8050問題やひきこもりなど）を受ける機会が増えました。つなぎ先に困ることも多く、それらの課題について関係者と協議できる場づくりが必要と感じています。

今後の展望

地域住民が自由に集える「もうもうカフェ（常設カフェ）」を立ちあげ、住民が孤立しない居場所となるような社会資源をつくりたく、準備をすすめています。

また、各種活動で感じた成果や課題（つなぎ先に困るときの対応など）を関係者と共有する新たな話しあいの場を地域につくりたいです。

※1 第2層協議体

生活支援体制整備事業は、介護保険法に定められる地域支援事業にもとづき、市町村が中心となって実施する事業です。この事業では、地域包括ケアシステム構築のため「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置します。

協議体のうち、市町村を範囲としたものを第1層協議体といい、中学校区等の日常生活圏域を範囲としたものを第2層協議体といいます。

学識者からのコメント

地域共生社会では、ちょっとした困りごとを抱えた住民を日常的に支える地域づくりも活動目的のひとつです。みんなで話しあうことにより、住民ならではの「かゆいところに手が届く」社会資源を開発することができます。

この事例では、自治会の見守りサポーター活動や「福祉ネット久井協力店」活動、さらには専門職と協働する会議などにより、地域内の困りごとや受けた相談を情報共有する仕組みができ、有償の生活支援サービス事業「まかせんさい!」を立ち上げる基盤となりました。

自治会の活動に民生委員が協力することで民生委員への理解が広がり、相談を受けた民生委員も生活支援サービスが活用できるという良い循環も生まれています。

ほのぼのの居場所で「つながり」をつくらう



1 貧困 4 教育 11 持続可能な都市

1 地域について

港北区

高田地区民生委員児童委員協議会

地域概況

港北区の状況（令和3年10月1日現在）

- 人口（世帯数）…………… 352,207人（175,786世帯）
- 港北区生活保護受給世帯数（保護率）…… 2,857世帯（1.65%）
- 高齢者数（高齢化率）…………… 70,211人（19.9%）
- 児童数（15歳未満）…………… 44,077人

高田地区の状況

- 民生委員・児童委員現員数（定数）…………… 20人（21人）
（うち主任児童委員現員数（定数）…………… 2人（2人））

地域の特徴

高田地区は、南部が平地でバスや駅など公共交通機関が充実しています。一方、北部は丘陵地で、バス停から半径200m圏域を外れる地域が存在し、移動に課題があります。地域福祉の拠点として利用可能な施設が少なく、市独自に設置する地域ケアプラザに地域福祉保健活動が集中しています。民生委員が自分の居住地を外れて担当する場合もあり、民生委員の業務に支障をきたすことがあります。これからは仕事をしながら活動する委員がさらに増えることは明らかで、いかに少ない負担で活動できるのか見直すことが課題です。

2 包括的な支援体制への参画・協働の取り組みについて

連携している機関 （団体、住民活動）

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、社会福祉法人、区社会福祉協議会、他の居場所団体、地区社協・自治会、小中学校

包括的な支援体制の 概要

実施主体 高田コミュニティカフェゆずの樹

事業名 みんなの居場所（ゆずの樹）

実施経緯

空き家となっている庭付き2階戸建ての家主から民生委員OBに『空き家を地域で活用して欲しい』との申し出がありました。気軽に集い、

話ができるスペースが町内から次第になくなっており、民生委員は地域の交流の場としての「居場所」の必要性を感じていました。

本市には、身近な地域の総合相談施設として設置されている地域ケアプラザがあり、民児協も日頃から連携しています。高田地区を管轄する地域ケアプラザとこの申し出を共有したところ、地域ケアプラザの運営を委託されている社会福祉法人が地域貢献事業として経済的な支援を時限付きで行ってくれることになりました。

そこで新たに、空き家周辺の住民や地域で活動しているボランティア、区社協にも声をかけ「ゆずの樹プロジェクト」として、一緒に検討をすすめることになりました。

実際の運営にあたっては近隣住民、地域のボランティアなどに加え、民生委員・児童委員も運営スタッフの一員として、協力しています。運営するうえで必要な役割を整理し、運営スタッフ全員がそれぞれの特技や持ち味を活かしながら役割を担って、特定のスタッフに負担がかからないようにしています。また、区社協がプロジェクトの一員として立ち上げ・運営支援を担っています。

さらに定期的にスタッフ会議を実施して、活動での気づきや課題などを共有し、気になることがあればみんなで話しあうことを大事にしています。

事業内容

子どもから高齢の方まで、どなたでも利用できる居場所「ゆずの樹」の運営。「つながること」を大切に、事業を展開しています。

- ・週3回（火・木・土）開所し、喫茶室・レンタルスペース（部屋の貸出）を運営
- ・ゆずの樹文庫（閲覧・本の無料貸出）
- ・孤食を防ぐために、月1回ランチやスイーツを提供
- ・多世代交流を目的としたお正月やクリスマス等季節のイベントの実施
- ・個人が抱える課題をテーマにした講座等を地域のボランティアや企業と連携して開催 ほか

コロナ感染拡大防止等により実施に至っていない事業もある。



企業と連携した取り組み「シニアの方のためのやさしいスマホ教室」



民児協（民生委員） 関わったきっかけ

「ひとり暮らし高齢者『地域で見守り』推進事業」と併せて移動支援に関するアンケートを地域ケアプラザと協力して実施しました。これにより75歳以上のひとり暮らし高齢者の生活状況が見え、課題である閉じこもりを防止するため、居場所や移動手段の確保の必要性を民児協内で共有しました。共通の課題認識ができていたからこそ、空き家活用の情報を入手することができ、動き出せています。

民児協（民生委員） が担っている役割

地域に住んでいる民生委員だからこそ可能である、住民にとって身近な顔の見える相談相手の立場で、ゆずの樹に協力しています。把握した課題や心配事は、必要に応じて関係機関につなげています。

民児協としても、活動の重要性を理解し、住民の多様なニーズに対応できるよう民生委員同士が支え助けあいながら、全面的にバックアップ（周知活動や相談対応など）しています。

日ごろの関係機関と の連携

地域の福祉活動団体や地区社協定例会等において、ゆずの樹の取り組みや現状を共有しています。

主任児童委員は、日頃からスクールソーシャルワーカーとやりとりをしたり学校運営協議会に参加したりするなかで、学校や子どもたちが抱えている課題を把握しています。

また、個別支援から地域支援に至るまで地域ケアプラザと適宜連携を取りあい、さらに区社協も交えた話し合いの場を設けています。

取り組みへの関わり における工夫

ゆずの樹の日常から、認知機能や身体的状況等の変化に関して早期に気づくことができます。日頃から顔の見える関係づくりに努め、専門機関に相談をつなげやすくしています。

取り組みの効果

コロナ禍で地区にあるさまざまな活動場所が休止しましたが、ゆずの樹は感染対策を講じて開所しています。ゆずの樹に場所を移して活動を継続した団体もあり、つながり維持や孤立防止に結びつきました。地域ケアプラザや民児協が把握した閉じこもりがちな方等にゆずの樹を紹介し、外出のきっかけとするなど介護予防にもつながっています。

ある日、ゆずの樹に車いすを利用する子どもが来所しました。その際、運営スタッフが車いす操作に不慣れだと実感し、後日、地域ケアプラザに相談しました。これをきっかけに障がい者施設の職員から車いす操作を運営スタッフが学ぶとともに、ほかの地域団体や地域住民も困っているのではと考え、地域ケアプラザ主催で地域向けに「車いす操作研修」を実施しました。ゆずの樹での出会いから地域の共通の困りごとを見出し、解決への取り組み（理解と啓発）につながることができました。

ほかにも、学校と連携し、福祉教育の一環として、児童・生徒がゆずの樹で体験学習を実施しました。また、学校に通えていない子どもたちを対象に、「ゆずっこ学習会」（学習支援）を新たに立ち上げました。



民児協（民生委員）として、支援体制に関わってよかったと感じていること

常設の居場所があることで、把握した課題解決に向けた取り組みや新たな企画・事業が実施しやすく、福祉課題への解決を図るための大切なツール（環境）のひとつとなっています。

民生委員として以前から気になっていた人や孤立しがちな人たちに声をかけたところ、ゆずの樹に来てくれるようになりました。なかには続けて来所される方もいて、民生委員だけでなくボランティアとも打ち解け、お互い気かけあう関係が生まれました。

また、来所者やボランティアとの交流で、民生委員活動とは違う活動ができ、民生委員自身にとってもほっとできる居場所になりました。委員相互の情報共有や支えあいの場ができたという点でも、よかったです。

取り組みの課題

地域のさまざまな居場所や福祉活動団体との横のつながりが不十分だと感じます。目標である「いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり」には、自治会や地区社協等を含めたネットワーク強化が必要です。

また、資金面では、社会福祉法人の経済支援終了後も活動を継続するために、自主財源の確保に努めること、具体的には各種制度による助成金や利用料、各方面からの協賛金を得るための取り組みが課題です。現在、ボランティア等の地域住民が行う介護予防・生活支援の活動に補助金が交付される、横浜市の補助事業制度の申請に向けて検討しています。

今後の展望

現在、イベントは、高齢者を主な対象にしたものが多いので、今後は、子育て世代をはじめ多世代が利用し交流できる場づくりに努めます。

また平日だけでなく、日曜日も開所して地域の方が来所日を選択できることにより、さらにつながりを広げていきたいです。

ゆずの樹が高田地区の中核の福祉活動拠点として存在し、今後さらに多くの居場所が立ち上がることを希望します。そして、それぞれの居場所が、通いやすい居場所としてつながりある環境をつくりたいです。

学識者からのコメント

地域共生社会では、子どもから高齢者まで地域で活動できる拠点の整備が重要です。ところが拠点は自然発生的に創出できるものではありません。この事例では、民生委員として日ごろから自治体の実態把握に協力し、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）などとの関係を深めていることが、空き家の情報と社会福祉法人の財政的なバックアップを導き出しました。

さらに、拠点が充実してくることにより、民生委員が課題を発見する機会も増え、発見した課題を解決する場も提供できるようになります。子どもから高齢者まで誰でも利用できるという拠点の汎用性が、次の活動を創出する足がかりとなっていることも重要なポイントです。

包括的な支援体制の基盤となる 地域における支えあ関係性を育む 地域支えあい事業への参画



10 不平等 11 持続可能な都市 16 平和

1 地域について

名古屋市

名古屋市民生委員児童委員連盟

地域概況

名古屋市の状況（令和3年4月1日現在）

- 人口（世帯数）…………… 2,293,459人（1,138,596世帯）
- 生活保護受給世帯数（保護率）…………… 38,546世帯（2.04%）※令和2年度平均
- 高齢者数（高齢化率）…………… 572,734人（25.0%）
- 児童数（15歳未満）…………… 281,432人
- 民生委員・児童委員現員数（定数）…………… 4,278人（4,449人）
（うち主任児童委員現員数（定数）…………… 560人（580人））

地域の特徴

高齢化の一層の進行、豪雨や大規模地震など自然災害への懸念などが課題です。団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、ひとり暮らしや認知症など支援を必要とする高齢者の急速な増加が見込まれます。一方、市内の高齢者のうち約8割はおおむね健康で自立した日常生活を営んでいます。また、平成30（2018）年度の市政アンケートでは8割を超える人が「人と人のつながりが薄い」との認識をもっており、地域でのつながりの希薄化もすすんでいます。

2 包括的な支援体制への参画・協働の取り組みについて

連携している機関 （団体、住民活動）

行政、社会福祉協議会、学区地域福祉推進協議会※1、
ご近所ボランティア（コーディネーター）、
地域包括支援センターや自立支援機関等

包括的な支援体制の 概要

実施主体

市および16区の社会福祉協議会（市からの委託事業）、
学区地域福祉推進協議会

事業名

地域支えあい事業

実施経緯

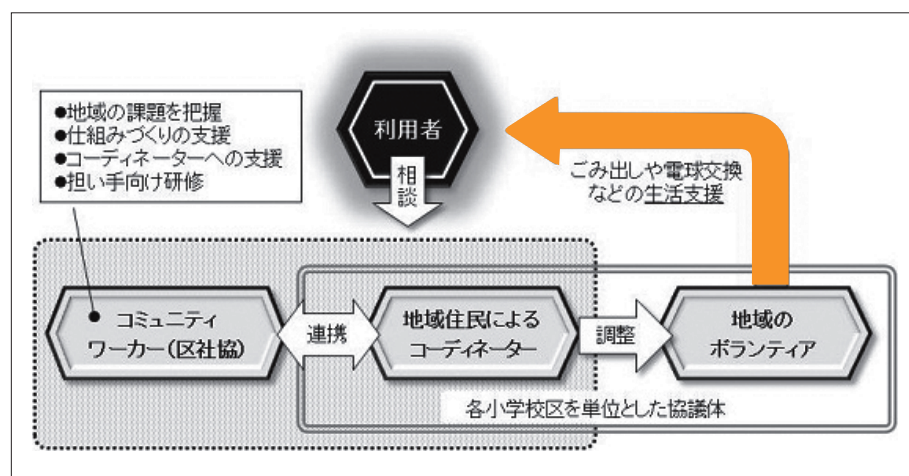
地域住民のちょっとした困りごとを身近な場所で受け止め、地域の元気な高齢者等の参加を得るなど住民同士の支えあいや助けあいにより解

決することを通じて、地域のつながりや支えあう関係性を育むことを目的に、平成20（2008）年度から取り組みがすすめられています。

事業内容

学区地域福祉推進協議会が実施母体となって、①住民相談窓口の設置、②ご近所ボランティアコーディネーター（地域住民によるコーディネーター）による相談受付、ご近所ボランティアとの調整、③ご近所ボランティアによる生活支援活動の実施（ボランティアポイント制度あり）、④住民だけでは解決が難しい課題等を住民と関係機関などが協議する地域支えあい活動連絡会議の開催などに取り組み、区社協（コミュニティワーカー）がその活動を支援しています。

図 地域支えあい事業の概要



（出典：名古屋市ホームページ <https://www.city.nagoya.jp>）

民児協（民生委員） が関わったきっかけ

各単位民児協が学区地域福祉推進協議会の構成団体であることや、日ごろから地域の身近な相談相手として高齢者等の困りごとを把握していたこと、見守りや困りごとの支援、関係機関へのつなぎなどを行っていたことから、各学区で地域支えあい事業を開始する際に協力要請があったことがきっかけです。

民児協（民生委員） が担っている役割

民生委員が訪問しているひとり暮らし高齢者等に、ちょっとした困りごとがあれば気軽に住民相談窓口相談するよう案内するなど、周知に協力しています。

また、高齢者等の生活状況等を伺うなかで、電球交換やゴミ出し、買い物などちょっとした困りごとを把握した場合は、住民相談窓口につなぐとともに、必要に応じてご近所ボランティアコーディネーター等が訪問する際に同行しています。



日ごろの関係機関との連携

コミュニティセンター等で実施している住民相談窓口に困りごとをつなぐことで、ご近所ボランティアコーディネーターや地域団体の役員をはじめとした地域活動者との連携を図っています。

具体的には、地域活動者と連携し、定期的に支援が必要となるごみ出しや買い物の支援、入院中の高齢者のペットの世話などを行った事例がありました。

また、民生委員だけでは解決が難しい課題等があった場合は、地域支えあい活動連絡会議等を通じて、自治体や地域包括支援センター、自立支援機関などの相談支援機関、ボランティア等と協議し、ケースに応じて必要な関係者と連携しながら支援しています。

具体的には、ごみ等が堆積し生活に支障が生じている世帯の部屋の片づけや介護保険サービスの導入、近隣とのつながりの再構築を関係機関と連携して支援した事例がありました。

取り組みへの関わりにおける工夫

ちょっとした困りごとなどへの対応を民生委員がひとりで抱え込まないよう、“本人の了解”を得たうえで、地域支えあい事業につなぎ、地域活動者や専門職との積極的な連携に努めています。連携して支援することで、高齢者等にとっても地域での多様なつながりを育む機会になっています。

取り組みの効果

地域活動者や専門職と協力して高齢者等の見守りや困りごとの解決に取り組むことで、関係者間の連携の強化や民生委員の負担軽減につながっています。

また、民生委員活動を地域活動者等に知ってもらう機会にもなっています。

取り組みの課題

地域支えあい事業はすべての学区で実施されているわけではないため、学区によって取り組み状況に差が生じています（令和2年度末：266学区中94学区で実施）。

また、他の地域活動者とどこまで情報を共有してよいか迷うときがあります。

民児協（民生委員）として、支援体制に関わってよかったと感じていること

地域支えあい事業に関わることにより、地域住民の生活支援ニーズの把握や、地域のボランティア等の活動者と顔と顔の見える関係を築くことができました。

また、ひとり暮らし高齢者等も、ご近所ボランティアなどの関わりが増えることで、民生委員以外の地域での日常的なつながりが生まれています。



今後の展望

地域支えあい事業は、包括的な支援体制を構築するうえで基盤となる取り組みのため、引き続き、実施学区の拡大が望まれます。

また、地域支えあい事業を通じて地域の多様な主体が地域福祉活動に参加することで、地域のつながりが深まり、ともに支えあう福祉意識が向上することを期待しています。

※1 学区地域福祉推進協議会

名古屋市では、すべての住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちをめざして、小学校区（学区）単位を基本として、学区地域福祉推進協議会が設置されています。

協議会は、地域の各種団体が中心となり、住民全体が力をあわせ、関係機関等と連携しながら活動をすすめています。

現在、市内小学校区266学区に設置されています。

協議会の福祉活動には、地域支えあい事業だけでなく、ふれあいネットワーク（見守り）活動やふれあい・いきいきサロン活動、福祉意識の向上を図るための広報・啓発活動などがあります。

〔参考：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会ホームページ 地域福祉推進協議会事業 <https://www.nagoya-shakyo.jp/mokuteki/activity/promote/>〕

学識者からのコメント

社会福祉法では、住民自身が住民の相談にのる仕組みを自治体が創出するよう求めています。市および区の社会福祉協議会が学区地域福祉推進協議会の協力によりすすめている地域支えあい事業は、住民相談窓口の設置と住民による支援活動を行っています。

この事業における民生委員のメリットは、民生委員が把握した相談を住民窓口案内して住民同士が話しあう場を設けられること、また、高齢者等のちょっとした困りごとを民生委員が直接対応するのではなく、地域支えあい事業で解決する仕組みを民生委員が活用できることです。地域共生社会づくりでは、住民同士の相談活動や支えあい活動を地域の仕組みとして創出することが欠かせません。

認知症の方を地域で支える 認知症サポーターをまちのすみずみに



3 保健 4 教育 11 持続可能な都市

1 地域について

上京区

翔鸞学区民生児童委員協議会

地域概況

上京区の状況（令和3年4月1日現在）

- 人口（世帯数）……………75,437人（42,127世帯）
- 生活保護受給世帯数（保護率）……………1,417世帯（1.97%）※令和元年度月平均
- 高齢者数（高齢化率）……………22,034人（29.2%）
- 児童数（15歳未満）……………7,389人

翔鸞学区の状況

- 民生委員・児童委員現員数（定数）……………17人（17人）
〔うち主任児童委員現員数（定数）……………2人（2人）〕

地域の特徴

上京区は県内の中心地であり、歴史と文化の香り高い地域です。翔鸞学区は名所も多くある一方、庶民的でどこか懐かしいまちです。隣近所の関係はよいのですが、高齢化がすすむなかで認知症の方をどう支えていくかが10年程前から議論となってきました。

2 地域の多機関・団体と協働で行った住民への個別支援について

支援対象（世帯）の構成

ひとり暮らしの高齢女性

支援対象の状況、気になること

- 以前は買物等を自身で行っていたが、最近は引きこもりがちで、服装はやや乱れ、ゴミ出しもできないようで室内が荒れていると、近隣住民から民生委員に相談がありました。
- 民生委員が老人福祉員^{※1}と連絡を取ったところ、老人福祉員の見守り訪問の対象でしたが、最近は訪問しても出て来ず、気になっていたとのことでした。
- また、民生委員が地域包括支援センター（以下、包括）に情報を共有すると、ひとり暮らし高齢者として包括でも訪問対象世帯でしたが、連絡が取れないことがわかりました。また、要介護認定を受けていませんでした。

連携した機関 (団体、住民活動)

民児協（民生委員） が支援に関わった きっかけ

協働した機関・団体 とその内容

他機関との協働の きっかけ

包括、地区社協、自治連合会、老人福祉員、老人クラブ、市役所、市社協、老人福祉センター（デイサービスセンター併設）、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、在宅介護支援センター、医療機関（医師）

地域住民から、対象者が「最近姿を見せないの心配している」「ゴミ出しができないようだが大丈夫だろうか」という相談が地区担当の民生委員に寄せられました。

民生委員が包括に情報を共有したところ、包括の職員が訪問して生活実態を把握し、支援を開始することとなりました。

機関・団体	内容
●地域包括支援センター	支援のコーディネート、認知症サポーター養成講座（以下、講座）の企画運営
●地区社協	講座の企画・参加案内
●自治連合会	対象者の見守り、講座参加の呼びかけ
●在宅介護支援センター	講座のグループワーク（GW）で個別相談等への助言・施策の案内、企画の支援
●老人福祉センター	
●医療機関（医師）	講座講師

地域住民の相談を受けた民生委員が対象者について包括に共有したことがきっかけでした。

また、対象者への支援がはじまったころ（平成22（2010）年ごろ）、他の地域住民からも「近所に困った人がいる」「何度も呼び鈴を押され、よくわからない話をされる」と民生委員に相談が寄せられるようになりました。地域には、認知症のひとり暮らし高齢者や認知症の同居人の老々介護世帯が増えていました。

そして「どのように対応したらよいか困っている」、「高齢化がすすむ地域として『明日は我が身』と考えてしまう」という住民の声を聞くと、地域に認知症の理解を広げる必要性が高まっていると感じました。

民生委員や老人福祉員はこれまでも認知症について学び、支援にあたっていますが、自治会や地域住民は認知症への理解が比較的乏しく、残念ながら地域で認知症の方を支える環境には至っていませんでした。

民児協定例会に参加する包括の職員とも議論するなかで、自治会役員が認知症の理解をもち、日ごろの声かけ、挨拶、交流やちょっとした困りごとへの対応が丁寧にできるようになれば、認知症の方にとっても地域住民にとっても住みやすい地域となるのではと考えました。

「困った人は困っている人」、「相談者を理解者へ」との思いで、相談をしてくれた方も、関心のある方も、自治会を中心として幅広く認知症サポーターになっていただけないかと、講座の企画が進行しました。



他機関との協働の きっかけ

包括が中心となって講座の企画をすすめていると、取り組みに賛同したさまざまな機関の協力を得ることができました。地区内の公設民営の老人福祉センターや居宅介護支援事業所の職員やケアマネジャーは、講座のグループワークで助言などに協力してくれました。

さらに、地域医療に理解のある地区内の在宅介護支援センター併設病院の医師や開業医には、講師を務めていただきました。

自治連合会には講座と一緒に取り組んでほしいと呼びかけるとともに、民生委員も住民として自分のまちの自治会役員に参加を要請しました。また、民生委員自身が自治会役員の場合は、民生委員と自治会役員の両方の立場で参加しました。

民児協（民生委員） が担った支援

民生委員は関係機関と情報を共有しながら、引き続き対象者への見守りや声かけを行っています。

その他にも、民生委員として、関係機関と地域ケア会議等で情報の提供を受け、老人福祉員とも協働しながら日々の見守りを行い、気になることがあれば包括や関係機関と連携・協働しながら対応しています。

また、講座に民生委員や老人福祉員と一緒に参加し、担当する町内の自治会役員とグループワークを行うことで、担当町内で起こっている課題等をともに議論し、支援が必要な方につながることができました。

日ごろの関係機関 との連携

民児協定例会には包括が適宜参加しています。

その他の関係機関とも、同じ地区に存在する強みを活かし、ともに講座をつくっているため、顔の見える関係が構築されています。

協働・連携時の工夫

関係機関と顔の見える関係をつくり、民生委員に寄せられる課題・相談をともに解決する個別支援を大事にしつつ、地域でともに暮らす住民として、認知症の方に優しい地域づくりへと、点から線、線から面への広がりを意識した活動として講座を継続的に行っています。

また、本地区では自治会役員が毎年交代しており、自治連合会の力量に懸念があります。しかし、「自治会役員が毎年交代することは地域力の危機ではあるが、同時に、毎年講座を開催し役員に参加していただければ、地域の多くの方が認知症サポーターになる」と考え、ピンチをチャンスに変える気持ちで取り組んでいます。

協働・連携による 効果

講座は約10年に渡り開催され、多い年は57自治会中35人の自治会長が参加し、認知症サポーターとなりました。地域では認知症の方を「困った方」ととらえるのではなく、その方の気持ちや感情、想いに寄り添った対応をすることの重要性が徐々に浸透しています。

「最近様子がおかしい」「認知症では」と、より早く民生委員や関係機関に相談が寄せられるようになり、早期発見・解決につながっています。

また、包括が主体となって講座を開催していることで、地域に「いざ

事例後の民児協 (民生委員)としての 意識の変化

という時の相談先」を知ってもらうことができました。また、包括にも地域に入っていくきっかけを提供することができました。

講座のグループワークでは「包括だけでなく私たちにも気軽に相談して」と、老人福祉センターや在宅介護支援センターの職員にメッセージをもらい、民生委員としては大変心強く感じました。

講座に参加した方が「実は他地区に住む母が認知症の父をひとりで看ているんですが、どうすればいいのか…」と相談されたところ、温かい助言が他の参加者からたくさん寄せられ、見ていて感動しました。

自分たちだけで抱え込むのではなく、地域の方とともに認知症の方を見守ることの大切さに気がつきました。認知症の方にとって暮らしやすい地区は誰にとっても暮らしやすい地区だと思います。

認知症の方には、なるべく会話するように心がける、できないことをフォローする、尊厳が保たれる接し方が大事、と学びました。今後も見守り、声かけをしていこうと思います。

また、人が寄る・寄りやすい場所、「いつ集まる」ではなく「いつでもそこに行けば誰かと話せる」場が必要であると話しあうようになりました。「講座」にとどまらず、こうして集まり世間話も含めて話しあい、いろいろな思いを交換し、新たな企画のアイデアも出しあうことが、福祉への関心を高め、また福祉をつくっていくことなのだと感じました。

感じた課題

コロナ禍で認知症の進行などが懸念されるなか、令和2(2020)年度、3(2021)年度と集まることが困難となり講座を開催できず、認知症への理解を広げられていないのが課題です。

今後の展望

今後も地区社協や自治連合会と協働し、自治会を対象にした講座を開催していきたいと考えています。

※1 老人福祉員

市長から委嘱され、地域のひとり暮らし高齢者等の見守り訪問を行う。

学識者からの コメント

包括も老人福祉員も、気にしながらも本人との連絡がうまく取れないまま時間が過ぎていたものを、民生委員の気づきによって、状況がさらに悪化する前に対応につなげられた、予防的対応に大変優れた事例だと思います。この事例をきっかけに、包括が講座を実施することになった際は、民生委員が積極的に関わることで講座が地域の声を聴く場となり、また民生委員活動を伝え、民生委員も他機関との顔つなぎの場になるなど広がりや活気を与えています。日頃から包括との連絡を頻繁に行うような民児協活動であったことが活きた事例であると思います。

他市から転入してきた母子世帯を コミュニティソーシャルワーカー、 民生委員、社会福祉法人(施設)など 関係者が連携して支援した事例



1 貧困 4 教育 5 ジェンダー
11 持続可能な都市 16 平和

1 地域について

A市

A市民生委員児童委員協議会

地域概況

A市の状況

- 人口(世帯数)..... 165,233人(82,205世帯)
- 生活保護受給世帯数(保護率)..... 1,718世帯(約2.09%)
- 高齢者数(高齢化率)..... 44,448人(26.9%)
- 児童数(15歳未満)..... 19,497人
- 民生委員・児童委員現員数(定数)..... 296人(329人)
(うち主任児童委員現員数(定数)..... 37人(40人))

地域の特徴

A市は県内でも人口が増加傾向にある市です。高齢化率も上昇しつづけていますが、ひとり暮らしの高齢者も増えてきています。

A市民児協は、小学校の通学区域に沿った20地区で構成されており、委員の平均年齢は約65歳です。全国的な課題と同じく民生委員の担いで不足が課題です。

2 地域の多機関・団体と協働で行った住民への個別支援について

支援対象(世帯)の構成

母(30代)、長男(小学生)、長女(保育所)、次男(保育所)

支援対象の状況、 気になること

- 夫からの暴力と金銭的搾取を受け、一時保護施設(シェルター)へ逃げ込んだ母子家庭。その後、当市へ転入しました。
- 地域での支援が必要な母子世帯が転入すると市役所から市社協のコミュニティソーシャルワーカーに共有があり、担当地区の民生委員とともに訪問して状況を把握し、支援を開始しました。
- 引っ越してきたばかりの部屋には、真夏の猛暑の季節にも関わらず、エアコンが無く、生活に必要な物品も揃っていませんでした。
- 母親が仕事を見つけるまでは収入が無いため、コミュニティソーシャルワーカーは地域の関係機関と協働で生活を支援するとともに、市役所の生活福祉課(生活保護担当)に相談をするようにアドバイスしました。

連携した機関 (団体、住民活動)

民児協(民生委員) が支援に関わった きっかけ

協働した機関・団体 とその内容

他機関との協働の きっかけ

民児協(民生委員) が担った支援

コミュニティソーシャルワーカー、大阪府内社会福祉法人(福祉施設)の地域貢献事業(以下、大阪しあわせネットワーク)^{※1}、学校、保育所、市役所

市役所から地域での支援が必要な母子世帯が転入すると連絡を受けたコミュニティソーシャルワーカーが、担当地区の民生委員とともに世帯を訪問しました。

その際、民生委員は「心配せんでもええ。この地区のみんなで守るから安心しいや」と子どもの頭をなでて笑顔で声をかけました。

機関・団体	内容
●コミュニティ	セーフティネット会議 ^{※2} 、社会福祉法人ソーシャルワーカー(福祉施設)など関係機関との調整
●大阪しあわせネットワーク	エアコン設置費用を社会福祉法人(福祉施設)の拠出する基金から支援
●学校、保育園	学校用品、子ども服の確保

コミュニティソーシャルワーカーがセーフティネット会議において匿名で情報を共有しました。

また、コミュニティソーシャルワーカーは、大阪府内の社会福祉法人(福祉施設)のネットワークによる地域貢献事業にもつなぎ、エアコンや生活必需品等を揃えるための調整を行いました。

その結果、エアコンの設置費用等は大阪しあわせネットワークから拠出されました。

その他、新生活に必要な家電や物品はリユース品等で揃え、学校用品や子ども服は学校が声をかけて揃えることになりました。

民生委員は、地域での支援が必要な母子世帯が転入すると市役所から連絡を受けたコミュニティソーシャルワーカーとともに母子を訪問し、「地域で見守っていく」と声をかけました。

前述のとおり、大阪しあわせネットワークからの支援によりエアコンを購入することができましたが、どの電気店も繁忙期のため、設置の対応はできないと断られました。しかし、民生委員がよく知る地域にある電気店に依頼し、翌日にはエアコンが設置できました。

併せて、セーフティネット会議で寄付を募って集まった日用品(石鹸や洗面器など)を母子世帯に届けました。

母子ともに引っ越したばかりで不安な様子でしたが、民生委員をはじめ、地域住民が温かい見守りをしているおかげで笑顔が見られるようになりました。

自治会長や民生委員、地域住民は母子世帯が孤立しないように継続的



民児協（民生委員） が担った支援

に見守り、子どもが不登校になった時もサポートを行いました。

朝の登校時には集合場所に元気な姿で来ているか、地域の民生委員が声をかけ、見守りました。

また、地域の行事にも気軽に参加できるように、民生委員が協力している行事（夏のふるさとまつり、冬のもちつき大会）に親子を誘いました。

主任児童委員とは、常に情報を共有し、必要があればともに支援できるよう体制を整えていました。

日ごろの関係機関 との連携

コミュニティソーシャルワーカーを事務局としたセーフティネット会議で、民生委員、学校、関係機関（市社協、地域包括支援センター、生活福祉課、障害者相談支援センター、保健所）が定期的に集い、お互いの顔を知る連携チームをつくりました。そのうえで支援の進捗状況などの情報共有を行い、安心して日々の生活を送れるよう応援団として継続的に支援しました。

協働・連携時の工夫

支援が必要とされる方（世帯）のことは、最初にコミュニティソーシャルワーカーに声をかけ相談します。必要に応じてともに訪問し、課題分析を行い、担当機関との協働につなげる流れを構築し、支援関係者でそれを共有しています。

また、日々の生活のなかで、親子ともに「まずはあいさつから」を大事にし、声をかけやすい関係づくりにも重点をおきました。

協働・連携による 効果

コミュニティソーシャルワーカーがいなかったころは、地域住民からの困りごとの相談を民生委員がひとりで抱え込むことがありました。コミュニティソーシャルワーカーの配置により、関係機関との連携も速やかになり、民生委員の負担は軽減され、応援団の一員として地域の声に耳を傾けることに注力することができます。学校と地域を結ぶ行事参加の様子も共有し、支えてとしての喜びも感じています。

事例後の民児協 （民生委員）として の意識の変化

この事例に関わるまで、民生委員として高齢者の見守りにとくに意識が向く傾向がありましたが、子どもの姿を見かけるとこれまで以上に気にかけるようになりました。

「子どもの安全安心」を民生委員一人ひとりがより意識するようになりました。

感じた課題

個人情報の保護に配慮しつつ、継続的な関わりをもち続けることに難しさを感じています。

子どもの様子を知るためには、学校と連携しながら、地域ではあいさつ、声かけなど何気ない関わりを行うことが重要です。

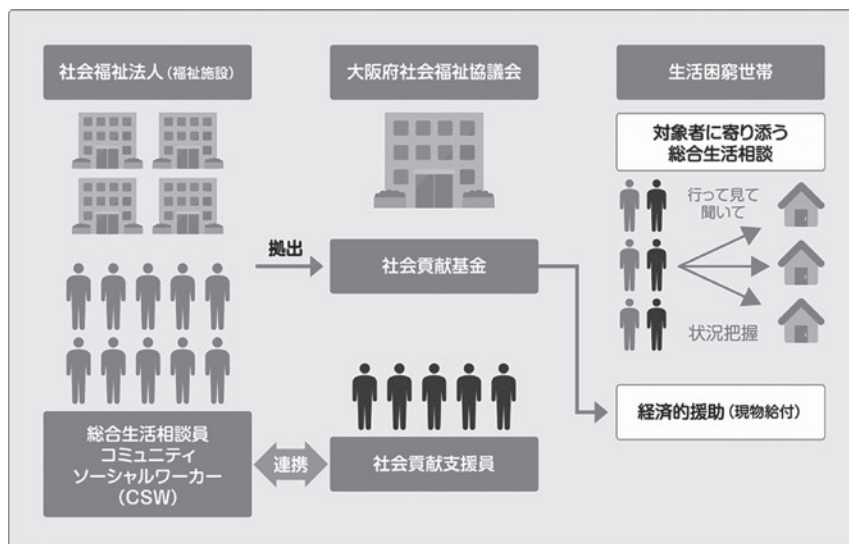
今後の展望

母親が仕事を始め、生活に困難が生じたとしても相談に対応できるよう、地域での見守りは継続しました。子どもたちの困りごとにも早急に対応できるような体制づくりとして、学校と地域の連携についても取り組んでいきます。

※1 大阪府内社会福祉法人のネットワークによる地域貢献事業 「大阪しあわせネットワーク」

大阪府社会福祉協議会と府内の社会福祉法人（福祉施設）が連携し、“今日・明日食べるものがない、電気・ガス・水道が止まってしまった…”といった“制度の狭間”の生活困窮への相談支援と緊急を要する場合の食材購入や滞納料金の支払いなどの緊急支援（生活困窮者レスキュー事業）、福祉施設の機能や人材を活かした地域貢献事業を行っています。

図 大阪しあわせネットワーク「生活困窮者レスキュー事業」



（出典：大阪しあわせネットワークポータルサイト <https://www.osaka-shiawase.jp/>）

※2 セーフティネット会議

地域で支援が必要な人を発見し、相談や見守りにつなげるためのネットワーク。小学校の通学区域ごとに設置し、コミュニティソーシャルワーカーが関係機関等と連携・協力して運営しています。

学識者からのコメント

民生委員は、専門職の隣で「安心しいや」と母子^{おやこ}に声をかけ、顔の広さを活かして知り合い（エアコン設置業者）を紹介するなど地域との仲介をし、世帯の生活基盤を整えることに助力しています。民生委員のようなネットワークのある人とつながれたことは、それをもたないこの母子^{おやこ}にとって、どれほどの安心感だったことでしょう。多機関の連携体制づくりがすすんだ地域であるからこそ、民生委員も専門職も孤軍奮闘にならず、それぞれの役割を全うすることが可能となった事例だと思います。

精神疾患の住民への関わり



3 保健 11 持続可能な都市 16 平和

1 地域について

B町

B民生委員児童委員協議会

地域概況

B町の状況

- 人口(世帯数)..... 12,825人(5,300世帯)
- 生活保護受給世帯数(保護率)..... 82世帯(1.55%)
- 高齢者数(高齢化率)..... 4,182人(32.6%)
- 児童数(15歳未満)..... 1,362人
- 民生委員・児童委員現員数(定数)..... 38人(38人)
- (うち主任児童委員現員数(定数)..... 2人(2人))

地域の特徴

新しい住宅地と旧来の地域の双方のあるエリアです。

もともとは第1次産業(農業)が中心でしたが、県中心部にも近いため郊外で就労している人も多く、日中は高齢者の割合が高くなる町です。

医療機関や教育施設、福祉施設は比較的、生活圏域内にあります。

2 地域の多機関・団体と協働で行った住民への個別支援について

支援対象(世帯)の構成

対象者の単身世帯(40代、男性、精神疾患あり)
町外で暮らす子がいる

支援対象の状況、気になること

- 精神疾患の症状などから、時折、対象者が大きい声を出すことに對して、近隣住民から騒音として苦情が寄せられており、隣人トラブルに至ることもありました。
- 対象者は精神的に不安定な状況が続いており、周囲から医療の受診を勧められても拒み続けていました。

連携した機関(団体、住民活動)

町社協、行政機関、医療機関、近隣住民、
地域包括支援センター(以下、包括)等

民児協（民生委員）
が支援に関わった
きっかけ

協働した機関・団体
とその内容

他機関との協働の
きっかけ

民児協（民生委員）
が担った支援

日ごろの関係機関
との連携

対象者の庭木の枝が隣家の敷地内にはみ出しており、その相談が民生委員に寄せられました。民生委員が近隣住民から話を聞くなかで、実は庭木のこと以外にも、日中や夜間を問わずに大声を出すなどの騒音にも近隣住民が困っていることを知り、訪問するに至りました。

機関・団体	内容
●町社協	支援機関・団体間の調整を行う
●地域包括支援センター、 保健師、医師	健康に関する支援、医療機関受診のフォロー
●近隣住民	日ごろの見守り、困りごとの発見
●町外に住む子	医療機関受診のはたらきかけ、支援機関と対象者をつなぐ

日ごろから対象者を見守っていた近隣住民からの聞き取りを行い、庭木の問題に加えて、本人の健康状態が優れないことも懸念されたため、包括的に支援できるようなあり方を社協に相談しました。

相談の結果、まずは健康面への支援が必要であることから、包括や保健師に連携を呼びかけることとしました。

また、何より本人が安心感をもって長く生活し続けるためには家族の協力が必要と判断し、町外に住む子の協力を得られるよう連絡をとることとしました。

対象者の日ごろの暮らしの状況を把握するよう見守りなどに努めるとともに、近隣住民の意見や思い等の把握を行いました。

近隣住民が本人を心配している現状にも留意し、社協や関係機関とともにアプローチの方法を検討しました。町外で暮らす子に状況を説明したり、関係機関とも情報を共有したりするなどして、解決に向けた相談のつなぎ役を担いました。

保健師とは、日ごろから乳幼児健診などのさまざまな場面で一緒に活動しているため、住民から寄せられる健康に関する相談を共有し、アドバイスをもらうなどの連携を行っています。

自立相談支援機関を担う社協が実施する支援調整会議^{*1}などの機会に情報共有を行い、包括などさまざまな関係機関と支援方針や支援のあり方などを検討しています。

民児協事務局でもある社協とは、良好な関係のもと、必要に応じて行政機関や支援機関につないでもらうなどの連携を図っています。



協働・連携時の工夫

日ごろから、民児協の定例会に適時、参加いただいたり、研修会等で説明していただいたりして、各機関の強みや支援内容を共有し地域の関係機関と繋がりをもっています。

さらに、すべての住民が、地域の最たる発見力であると考え、日ごろの近隣住民との会話や、地域の行事に参加するなかで地域の情報を得るなど、日ごろから関わりを絶やさないよう努めています。

事例後の民児協（民生委員）としての意識の変化

これまでは個人や家族で支えあって解決してきたようなことが、世帯構成や社会状況の変化により、地域社会全体で解決に向けて取り組まなければならない状況が増えているように感じています。日ごろから、住民はもとより、さまざまな関係機関と包括的な支援体制を構築する必要性を強く感じました。

協働・連携による効果

対象者は、子からの働きかけと、包括等の支援機関が自宅訪問を重ねたことで、医療機関を受診することができました。結果的には入院することとなりましたが、適切な処置のもとで家族の協力も得て安定した生活を送ることができるようになりました。

以後、地域では、住民相互の見守りや声かけが継続して行われるようになり、そのためにはたらきかけもまた継続して行われています。

また、住民の困りごとを早期発見することができるよう、関係機関間でのやりとりが行われるようになりました。住民が抱える困りごとが大きくならないように、予防の段階での発見力が強くなったと感じています。これは民生委員からのはたらきかけを通じて、住民による発見力の強化につながったことも大きいと感じています。

感じた課題

今回は、家族（子）の協力を得られたことが大きな力となりました。しかし、ひとり暮らしで近くに頼れる人もいない住民も増加している現状では、包括的な支援を今後も継続するうえでの支援体制やそのあり方について、あらかじめ地域で検討を重ねておく必要があると感じています。

今後の展望

地域のなかで、新興住宅の分譲地エリアであっても、一定年数を経た後には、相互に支えあうことのできる年齢層が減少して、何らかの支援を要することは容易に予測されます。そのため、住民に加え、各専門機関のほか、福祉施設等とも協力しあった包括的な支援体制づくりが必要と感じています。



※1 支援調整会議

「支援調整会議」（以下、会議）は、生活保護受給者以外の生活困窮に対する支援を強化するために施策化された生活困窮者自立支援制度の支援過程で実施されます。生活に困っている相談者に対する支援を合議制で判断する重要な会議です。

この会議では、自立相談支援機関が個人（相談者）に対して一体的に行う支援を決定します。相談者に対するプラン案を共有し適切性を協議・確認する場で、協議を通して、地域に不足する社会資源の把握や資源創出の検討を行う場でもあります。

そのため、自立相談支援機関が開催するケース検討会や事例検討会等とは異なる性格をもち、区別されます。

会議の役割は4つに大別することができます。

- ①プラン案の適切性の協議
- ②支援提供者によるプラン案の共有
- ③プランの終結時の評価
- ④社会資源の状況の把握と創出に向けた検討

会議の構成メンバーは、自治体職員と自立相談支援機関の支援員のほか、地域性やプラン内容の特性等に応じて柔軟に選定されます。支援期間中に相談者の状況に応じ定期的に評価を行い、状況の変化に応じて随時プランの見直しを行うため、アセスメントや課題整理の方法が適切であるかを客観的に検証できる者の参加が望ましいとされています。また、構成メンバーには法的に守秘義務が課せられます。

学識者からの コメント

民生委員が、近隣からの苦情と思われる声から生活課題に気づき、民児協事務局であり日ごろから連携していた専門機関でもある社協に、「支援が必要な人」として情報提供したことから支援がスタートしました。民生委員の相談窓口の広さと、つなぐ役割が活きた事例です。何よりこの事例をきっかけに、専門機関が地域内の支援体制の課題に気がつき、これをどう強化するかという問題意識の共有が始まったことは、今後の包括的支援体制づくりをすすめる上でとても意義のあることだと思います。

猫の多頭飼い、セルフネグレクトにより 地域から孤立



3 保健 11 持続可能な都市 15 陸上資源

1 地域について

C市

D地区民生委員児童委員協議会

地域 概況

C市の状況

- 人口(世帯数)..... 83,282人(約31,546世帯)
- 生活保護受給世帯数(保護率)..... 511世帯(約1.62%)
- 高齢者数(高齢化率)..... 25,901人(約31.1%)
- 児童数(15歳未満)..... 11,659人

D地区の状況

- 民生委員・児童委員現員数(定数)..... 14人(16人)
(うち主任児童委員現員数(定数)..... 1人(1人))

地域の特徴

県の北東部にあるC市は海や森林などの豊かな自然環境を有するまちです。C市は日常生活圏域を8つに分けており、それぞれの地区に民児協があります。D地区は新旧の住宅が混在するなど、8地区のなかでは高齢化率が26%と低く、小中一貫校がある自治会付近には若い世代が転入している特徴があります。一方で、坂が多い自治会もあり、D地区内の高齢者が多いところでは担いて不足や移動等の問題もあります。

2 地域の多機関・団体と協働で行った住民への個別支援について

支援対象(世帯)の 構成

高齢者独居世帯

支援対象の状況、 気になること

- 猫の多頭飼いやゴミ屋敷化していることで周辺住民の生活環境にも影響を及ぼし、地域から孤立しています。
- 現在対象者は自宅に住めなくなっており、車中泊をしています。
- 対象者自身には困り感がない状況です。
- 障害者手帳の交付はなく、セルフネグレクトに近い状況にあることが疾患の影響か性格的なものかは不明です。

連携した機関
(団体、住民活動)

民児協（民生委員）
が支援に関わった
きっかけ

協働した機関・団体
とその内容

他機関との協働の
きっかけ

民児協（民生委員）
が担った支援

市役所（高齢担当課・環境政策課）、隣町役場（環境水道課）、保健所、市社協、地域包括支援センター、動物愛護団体、自治会区長

新型コロナウイルスの影響で高齢者の閉じこもりが懸念されるなか、75歳以上の介護保険サービス未利用者を対象に、民生委員と社協職員で令和2（2020）年9月～11月にかけて地域見守り訪問活動を実施しました。その際、地区担当民生委員から気になる対象者がいると情報共有があり、社協職員が初回訪問を行いました。そのときは対象者が不在でしたが、住環境や周辺の状況を確認し、その後は社協と民生委員、その他の関係機関が連携し、時間をかけて対象者の把握、支援に努めています。

機関・団体	内容
●自治体（市）	対象者情報の整理、庁内部署間および市と隣町の連携
●自治体（保健所）	地域猫活動 ^{*1} に対しての支援・協力
●市社協	対象者情報の整理、支援調整を含めた全体調整（重層的支援体制整備事業に位置付け）
●地域包括支援センター	対象者情報の整理
●動物愛護団体	地域猫に対する関係機関へ支援および実際の支援活動
●自治会（区長）	対象者支援及び近隣住民へ説明および地域猫活動支援

民生委員からの情報共有後、近隣住民に社協職員が聞き取りを実施しました。周辺で猫による糞尿被害が出ていることや、対象者の敷地内と家屋内に捨てられずに放置してあるゴミがあることがわかり、自治体がセルフネグレクトのケースと判断しました。令和3（2021）年度「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として自治体の委託を受けた市社協が、包括的相談支援事業所と協働して、対象者世帯の支援コーディネートを行うことになりました。対象者が隣町に隣接する地区に住んでおり、隣町にも猫の影響が及んでいることから、連携して支援しています。

民生委員が、対象者と地域関係者、自治体等の関係機関をつなぐパイプ役となり、地域での支えあい活動に協力しています。

対象者の訪問やケース会議・支援会議等に出席して支援の方向性を共有し、対象者に寄り添う同じ地域に住むよき理解者として見守り支援を行っています。

また、近隣住民への説明等も自治会（区長）や市社協職員と一緒に
行っています。

協働・連携時の工夫

「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として受託している社協が、民児協の事務局を担っているため、毎月の民児協定例会には社協のコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター（以下、社協職員）が出席し、民児協地区担当者と顔の見える関係性の構築に努めています。また、毎月行われる自治会の各地区区長会にも社協職員が出席して、インフォーマルな支援機関も含めそれぞれがつながっており、協働しやすい体制となっています。

協働・連携による効果

日ごろから、民生委員と社協等関係機関が顔の見える関係性をつくり、情報を共有しやすい体制を築けています。

また、制度の狭間にある対象者支援、属性や世代を問わない相談対応を、生活困窮者自立支援事業の委託を受けた市社協がこれまで実施してきたことが、民生委員にとってつなぎやすい環境をつくっていると考えます。

また、地域共生社会の考え方を民生委員を含め地域の関係者が理解しており、対象者を排除しようとする地域住民の思いと一緒に受け止めながら、『支えあいながら安心して暮らすことができる地域福祉』を推進することにつながっています。

事例後の民児協（民生委員）としての意識の変化

地域の『気づき』を、行政や専門機関等へ『つなぐ』、この『気づきとつなぎ』こそが民生委員にとっての重要な要素・役割です。

今回の事例をとおり、民生委員は住民にとっての身近な相談相手、身近な存在であることをあらためて実感しました。

また、専門機関が相談支援体制を確立していることの重要性や、連携の必要性について地域で共有するきっかけにもなりました。

今後の展望

まだ支援途中（半ば）であり、終結にむけて支援、見守りを継続中です。今後対象者が住む自治会に対し、社協が福祉教育・福祉座談会を実施することを予定しています。

近年、本市でも地域や福祉の生活課題が複雑多様化、複合化してきており、これらの課題を解決し、誰もが支えあいながら安心して暮らせる『ともに生きる豊かな地域社会』づくりを推進するためには、住民に身近な存在である民生委員は欠かすことのできない存在となっています。

本市では、住民が地域課題を主体的に把握するための取り組みとして、自治会に地域福祉部（地域福祉部員）を設置することが推奨・推進されています。自治会内の民生委員と、自治会組織（地域福祉部員等）が連携することで地域の基盤強化につながり、さらに行政をはじめとする関係機関が地域と連動することで、さまざまな問題を抱えた地域住民の声を拾うことができると考えています。



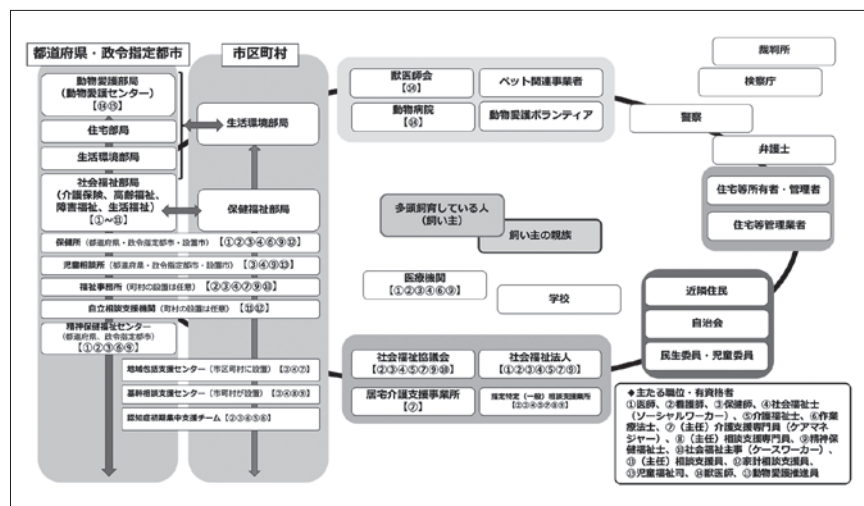
※1 地域猫活動

地域猫活動は、「地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的」としています（環境省『住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン』、2010年）。この活動は、地域にいる飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題と捉え、行政と地域住民、場合によってはボランティア団体などが連携し、地域の合意形成をはかりながら取り組む必要があります。

本事例のように多頭飼育において飼い主が猫を適切に飼えない場合にも、地域猫活動の取り組み対象とすることもあります。

環境省が出している『人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン』では、自治体の動物愛護管理部局と社会福祉部局が情報交換を行える体制を構築し中心となって取り組むことの重要性が示されるとともに、保健所や動物病院といった動物愛護管理の専門職と、社協や居宅介護支援事業所といった社会福祉の専門職、民生委員や自治会、地域住民の協力を得ることの効果が示されています。民生委員の協力で、日々の活動を通じて多頭飼育問題の発見につながるなどの効果が示されています。

図 飼い主を取り巻く関連図（イメージ）



（環境省『人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン』40頁、2021年）

学識者からのコメント

近隣住民が近寄れない状況ができあがることで、ますます孤立・孤独を深め、悪循環が始まってしまう多頭飼い・ゴミ屋敷の住人に対し、「気になる人＝助けを必要とする人」と捉え、社協に情報をつなげた民生委員のはたらきから解決に向けて動き出した事例です。具体的な対応は専門職の担当ですが、民生委員は、支援対象者が排除されないよう近隣住民への説明を担い、関係者と連携しながら丁寧に伴走しています。難しそうだとフタをせず、まずは関わり始めたことで、これまで関わりのなかった団体との連絡が始まったり、関係者間の情報交換が活発になったりと、本事例にとどまらない次につながる地域の実力養成がすすむのではないかと思います。

地域共生社会の実現に向けた制度の動向

ニッポン一億総活躍プラン（抄）（平成28年6月2日、閣議決定）

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

（4）本プランの実行

（必要な政策資源の確保と機動的な政策運営）

また、一億総活躍社会を実現するためには、政府による環境整備の取組だけでは限界があり、多様な生活課題について住民参画の下に広く地域の中で受け止める共助の取組を進めることが期待される。

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る

平成29年・改正社会福祉法の概要

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定《第4条第2項／第5条／第6条第2項／第106条の2》

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 《第106条の3》
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
（*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実《第107条／第108条》

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

令和2年・改正社会福祉法の概要

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)による改正)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する

市町村の包括的な支援体制の構築の促進

1. 地域福祉推進の理念に、地域共生の考え方を追加 《第4条第1項(新設)、第6条第2項》

- 「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」(第4条第1項に新設)

2. 包括的な支援体制の整備を推進するため重層的支援体制整備事業を創設 《第106条の4 他》

- 国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など関係施策との連携に配慮するよう努めることを規定(第6条第2項)
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制**を整備する事業を創設(第106条の4 他)
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設(第106条の7 他)
 - － 国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

※ 附則において、**法律の施行後5年を目途**として、施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2020年(令和2年)6月12日公布。2021年(令和3年)4月1日施行。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

重層的支援体制整備事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設
- 事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 事業の実施に要する費用に係る**市町村の支弁**の規定及び**国等による補助**の規定を新設
- 国の補助については、**事業に係る一本の補助要綱**に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の**相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める**、相談支援の実施(市町村による断らない**相談支援体制の構築**)

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、**多様な社会参加に向けた支援**の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ① 住民同士が出会い参加することのできる**場や居場所の確保**に向けた支援
 - ② ケアし支え合う関係性を広げ、**交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能**を合わせた事業を実施

(全国民生委員児童委員連合会宛)

令和3年3月31日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)

重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員との連携について (抜粋)

1 重層的支援体制整備事業との連携について

市町村における包括的な支援体制の構築に向けては、重層的支援体制整備事業と民生委員との相互の日常的な連携体制を構築することが望ましい。そのため、民生委員においては、以下のような重層的支援体制整備事業との連携をお願いする。

- ・重層的支援体制整備事業は、地域の複雑化・複合化した相談に対応する機能を強化するため、支援関係者の役割分担を行う多機関協働事業を設けている。民生委員が受け止めた相談のうち、本人やその世帯が複雑化・複合化した課題を抱えており、既存の支援体制では対応が難しい場合は、本人の同意を得た上で、支援関係機関の役割分担等を行う多機関協働事業者につないでいただきたいこと。また、市町村から重層的支援会議・支援会議への参画を求められた際は、積極的に協力いただきたいこと。
- ・重層的支援体制整備事業は、多機関協働事業のほか、既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間の個別ニーズのある者に対して社会参加に向けた支援を行う参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）及び世帯や属性を超えて交流できる場の整備や地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）を一体的に実施することとしている。民生委員の活動もこれらの事業と連携することにより、より円滑に実施できる環境が整備されることになるため、参加支援事業者や地域づくりコーディネーター（介護の生活支援コーディネーター等の地域づくり事業においてコーディネーターとして従事する者をいう。）等と積極的に連携いただきたいこと。

2 個人情報の適切な取扱い

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、法律上守秘義務が課された支援会議の場等で行うこと。

なお、民生委員については、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条において守秘義務が課されているが、法第106条の6第3項及び第4項において、支援会議における重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の授受が認められていることから、支援会議において個人情報を含む情報の提供を行うことが可能である。

【参考】

各都道府県/指定都市/中核市民生主管部（局）長宛 令和3年3月31日付社援地発0331第9号

「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」>関係規定 研修資料等>事務連絡など>重層的支援体制整備事業と関係制度等との連携について（令和3年3月31日付）>別添1～7（64枚め以降）

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>



参考資料3 持続可能な開発目標 (SDGs) について

持続可能な開発目標 (SDGs)について

SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

人間の安全保障との関連性

我が国は脆弱な立場にある一人一人に焦点を当てる「人間の安全保障」の考え方を国際社会で長年主導してきました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、こうした考え方とも一致するものです。

SDGsの特徴

前身のMDGs(Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標)は主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。(図1)

しかしながら、これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

まさにSDGs達成のカギは、一人ひとりの行動に委ねられているのです。

SDGs達成に向けて

2019年9月に開催された「SDGサミット」で、グテーレス国連事務総長は、「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030年までをSDGs達成に向けた『行動の10年』とする必要がある」とSDGsの進捗に危機感を表明しました。

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことからも明かなように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。

(図1)



持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



目標 1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標 2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標 3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の
エンパワーメントを行う



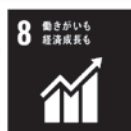
目標 6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標 7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標 8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標 10 [不平等]

国内及び各国間間の不平等を是正する



目標 11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標 14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利
用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提
供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する



目標 17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する

参考資料4 民生委員制度創設100周年活動強化方策 人びとの笑顔、安全、安心のために（概要）

平成 29 年 8 月

「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の概要 ～人びとの笑顔、安全、安心のために～

全国民生委員児童委員連合会

1. 「活動強化方策」について

- ・ 全国民生委員児童委員連合会（全民児連）では、民生委員制度創設 50 周年（昭和 42 年）以後、10 年ごとに、向こう 10 年間の全国の委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題等を示してきました。これが「活動強化方策」です。
- ・ 全国の関係者がこの「活動強化方策」を意識し、組織的な活動を全国で展開することで、社会的な課題への対応をはじめ、効果的な活動につながってきました。

2. 100 周年活動強化方策について

- ・ 今回の方策は、制度創設 100 周年に際しての方策であることから、①この 100 年間の活動の総括、②民生委員・児童委員制度の現状と課題、③社会福祉の動向、の整理のうえにたって、④今後の活動の重点、を示しています。
- ・ 検討にあたっては、昨年 11 月の全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」中間報告の内容を踏まえています。
- ・ 今回方策の取り組み期間は、次期方策策定までの向こう 10 年間を基本としますが、内容的にはより長期的な視点から取りまとめています。

3. 構成について

- ・ 100 周年活動強化方策（以下、「100 周年方策」）は 4 部構成となっています。
 - 第Ⅰ部 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの
 - 第Ⅱ部 民生委員・児童委員活動の現状と課題
 - 第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境の変化
 - 第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100 周年活動強化方策」
- ・ 第Ⅰ部から第Ⅲ部は、制度創設 100 周年にあたり、全国の関係者が自らの活動を考える際に、あらためて意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、委員活動、民児協活動を取り巻く情勢を整理しています。
- ・ そのうえにたって、狭義の活動強化方策ともいえるべき第Ⅳ部において、民生委員・児童委員活動、また民児協活動の今後の重点を示しています。

4. 「地域版 活動強化方策」策定の提案

- ・ 今日、地域の状況はそれぞれに異なり、住民が直面する課題も地域それぞれに異なります。今回提示の 100 周年方策は全国共通の基本的方針等を示したものといたします。それゆえ、地域の実情を踏まえ、具体的な取り組み課題や実現目標を盛り込んだ「地域版 活動強化方策」を都道府県・指定都市、市区町村ごとに策定し、それに基づく取り組みを進めることが、より効果的な取り組みにつながります。

5. 主な内容について

- ・ 100 周年方策の主な内容は以下のとおりです。

第Ⅰ部 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの

1. 民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- ・ 方面委員時代より民生委員の本質は住民の「良き隣人」であったこと。住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行なってきたからこそ住民の信頼を得ることができた。
- ・ この 100 年間、民生委員が果たしてきた役割として以下の 5 つがあげられる。
 - ①常に住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
 - ②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
 - ③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
 - ④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行なってきたこと
 - ⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

2. これからも守り続けていくべきこと

- ・ なにより大切なのは 1 人ひとりの委員の心であり、活動の姿勢やそのあり方（「奉仕性や隣人愛」、「住民との信頼関係」、「住民視点の活動」、「基本的人権の尊重」など）。
- ・ これらを示した「民生委員児童委員信条」をこれからも守り続けていくことが大切。

第Ⅱ部 民生委員・児童委員活動の現状と課題

1. 民生委員・児童委員の現状とその活動

- ・ 委員の現状では、欠員の拡大、年齢の上昇と在任期間の短縮化等が顕著。
※ 50 歳代委員 12.5% に対し 70 歳代委員が 30.5%、全体の 2/3 が 2 期目までの委員。
- ・ 活動内容では、「相談・支援件数」減少の一方で「自主活動」が増加。
- ・ なかでも「日常的な支援」は 10 年で 2 割増加。公的な支援では対応できない住民の生活課題への対応が増加。活動日数も 10 年前に比較し 1 割近く増加。
- ・ 主任児童委員では、サロン活動等への協力、学校等との連絡・調整回数等が拡大。
- ・ 委員の意識では、活動上の「悩み、苦労」として、住民のプライバシー尊重とのバランスや自治体からの個人情報提供の不足が上位にあげられている。

2. 「90 周年活動強化方策」の取り組みと成果～この 10 年を振り返って

- ・ 90 周年方策では、孤立、虐待、災害時要援護者支援等、個別の課題への対応を強化すべく「行動宣言」として掲げたが、とくに災害時要援護者支援への取り組みが顕著。この背景には東日本大震災等、自然災害が相次いだことが考えられる。
- ・ また孤立死防止の見守りネットワーク作りを通じて幅広い関係者との連携も促進。

第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境変化

1. 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化

- ・ 現在、地域では高齢化や人口減少、人間関係の希薄化、生活基盤の弱体化、認知症高齢者の増加等を背景に、住民課題の多様化や複合化（「8050 問題」や「ダブルケア」等）が進行。また自然災害への備えも急務となっている。

2. 社会福祉制度・施策の動向

- ・ 近年、地域包括ケアシステム構築や生活困窮者自立支援制度施行、子ども・子育て支援新制度施行、子どもの貧困対策、障害者差別解消法施行等が相次いでいる。
- ・ 現在、国では「我が事・丸ごと」の理念に基づく「地域共生社会」実現を推進。住民の地域参加や支え合い、また分野を超えた包括的、総合的支援を重視。

参考資料4 民生委員制度創設100周年活動強化方策 人びとの笑顔、安全、安心のために（概要）

第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100周年活動強化方策」

1. 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

- ・ これからの活動に期待されるものとして、以下のような点があげられる。
 - ①変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
 - ②地域の福祉課題を明らかにしていくこと
 - ③児童委員であることを意識した活動
 - ④多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること
 - ⑤住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
 - ⑥地域づくりの担い手となること
- ・ 活動においては、民生委員・児童委員は専門職ではなく、行政や専門機関等への「つなぎ役」であることをあらためて意識することが大切。

2. 今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支えあえる社会を創っていくことが大切。そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進める。

【具体的取り組み例】

- 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- 子育てを応援する地域づくりの推進

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握する。

また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なう。

【具体的取り組み例】

- 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- 住民の代弁者としての意見具申、提言機能の強化
- 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げる。

【具体的取り組み例】

- 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- 都道府県・指定都市民児協による委員支援（専門研修実施等）
- 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- 地域住民への積極的なPR活動の展開

◎民生委員・児童委員活動 新スローガン

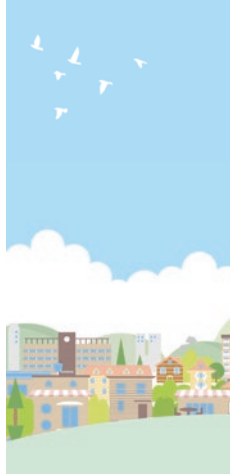
「支えあう 住みよい社会 地域から」

参考資料5 全社協 福祉ビジョン2020 ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして（概要）

「全社協 福祉ビジョン2020 ～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」	
第1章 「全社協 福祉ビジョン2020」がめざすこと	第3章 「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために
○「全社協 福祉ビジョン2020」では、全国の社会福祉組織・関係者がともに考え、2040年を見据えつつ、2030年までを取り組み期間とし、取り組みの方向性を提起。 ※中間年である2025年に見直しを実施 ➡「全社協 福祉ビジョン2020」を羅針盤として、関係者がこれまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を未来世代につなげるために役割を果たしていく ○「全社協 福祉ビジョン2020」では、国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs=誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざす。	社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取り組みを進める。 ①重層的に連携・協働を深める ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる ・社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する ②多様な実践を増進する ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく ③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める ・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる ④福祉サービスの質と効率性の向上を図る ・質の向上と効率性の向上を同時に求めていく ・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める ⑤福祉組織の基盤を強化する ・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る ・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める ・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するため組織性を確保する ・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う ⑦地域共生社会への理解を広く参加を促進する ・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める ⑧災害に備える ・「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWTAT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る ・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する
第2章 2040年に向けた福祉を取り巻く環境 ○ 2040年問題の背景にある人口構造 ➡少子高齢化、人口減少社会 ➡団塊ジュニア世代が2040年には65歳以上になる ➡75歳以上高齢者の全人口割合は2040年には20%を超える ○単身世帯も増加し、2030年には全体の約4割になる ○労働力人口は急速に減少する。 ○2040年に向けては「製造業」の就業者数は大きく減少する一方で、「医療・福祉」の就業者数は増加していく ◆ 各福祉分野の現状と課題： (1) 分野別現状と課題、 (2) 横断的な課題 ◆ 各福祉組織の現状と課題	
長期的視点に立って今から備えていくことが必要	
「全社協 福祉ビジョン2020」の具体化を図るために、組織ごとの「行動方針」の策定を呼びかけ	

地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方策	全社協 福祉ビジョン2020
1. 気づく 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
2. つなぎ、見守る 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
3. つなぎ先を増やす 「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
4. 地域に活動を伝える 関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぎ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。	重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
5. 住民相互に支えあう地域をつくる 地域住民やさまざまな団体(学校、自治会、商店、企業等)に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
6. 災害に備える 平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	⑧災害に備える



活動事例集

地域共生社会と民児協活動

地域共生社会の実現に向けた
民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

全国民生委員児童委員連合会

令和4(2022)年3月

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4F
TEL.03-3581-6747 / FAX.03-3581-6748
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>